

2024年1月12日  
検討委員会 資料2

## 第3期 町田市特別支援教育推進計画（素案）



## —はじめに—

町田市教育委員会は、『町田市特別支援教育推進計画』を策定し、町田市における特別支援教育の充実と理解の促進を目指して取組んでまいりました。特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれの特性に応じて適切な指導と必要な支援を行います。個を理解し、その子ども自身の主体的な取組をどう支援をしていくのかという視点は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちに対して必要な視点です。

町田市の現状に目を向けると、市全体の児童生徒数が減少している一方で、特に自閉症・情緒障がい特別支援学級やサポートルームの利用者数は増加傾向が続いており、発達障がいに対する支援の必要性は依然として高い状態です。また、「町田の教育についてのアンケート調査（2022年7月実施）」によれば、多くの教員が特別支援教育に対しての支援体制や研修の充実を望んでいます。特別支援教育は、特別支援学級やサポートルームといった学びの場のみではなく、通常の学級も含めたすべての小・中学校において行われる必要があり、より一層の充実を図ることは急務となっています。

第3期町田市特別支援教育推進計画は、これまでの第1期、第2期においての取組を土台として、児童生徒、保護者及び学校等の意見等を取り入れ、より実効性のある内容を目指していきます。また、教員等の特別支援教育の専門性の向上を目指して、通常の学級を含めた学級種別ごとのハンドブックの作成や、授業改善のための研修等に取り組んでいきます。そしてすべての子どもたちの可能性を最大限に伸ばしていくために、一丸となって本計画を着実に推進していきます。

しかしながら、教育行政や学校関係者の取組や努力だけでは、特別支援教育の推進を通じて目指す共生社会の実現は結実しません。保護者の方々をはじめ、市民の皆様と共に、一人ひとりの子どもたちの成長を願い、協働できますように、今後も引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

2024年3月

町田市教育委員会

## はじめに

### I 本計画について

<u>1 本計画の概要について</u>	6
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画の考え方	
(5) 本計画が目指す町田市の特別支援教育	

### II 特別支援教育の国や都の動向・町田市の現状

<u>1 特別支援教育の国や都の動向</u>	10
(1) 国の特別支援教育	
(2) 東京都の特別支援教育	
(3) 全国の在籍者数等の現状	
<u>2 町田市の特別支援学級等の現状</u>	15
(1) 町田市での学びの場について	
(2) 特別支援学級・通級指導学級等の児童生徒数と設置校	
(3) 特別支援学級の児童生徒数の推移	
(4) 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童数の推移	
(5) サポートルーム（特別支援教室）の利用児童生徒数の推移	
(6) 就学相談・進学相談数の推移	
(7) 町田の教育についてのアンケート（教員向け）から	

### III 第2期町田市特別支援教育推進計画の取組について

<u>1 第2期推進計画の取組</u>	20
(1) 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備	
(2) 基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上	
(3) 基本目標3 切れ目のない支援体制の構築	
<u>2 第2期の振りりと第3期で取組む課題</u>	24
<u>3 第3期推進計画の目標と具体的な取組</u>	26

## IV 第3期町田市特別支援教育推進計画の主な取組

<u>1 基本目標1 専門性の向上と学校支援の充実</u> ······	28
(1) 教員研修等の充実	
(2) 授業リーダー育成事業	
(3) 町田市特別支援教育ハンドブック（学級種別ごと）の作成と活用	
(4) 特別支援教育推進モデル校の実践	
(5) 特別支援教育充実に向けたアウトリーチ支援	
(6) 特別支援教育支援員の配置・新規開設の特別支援学級への増員	
[コラム] マルチメディアディジー教科書の活用について	
<u>2 基本目標2 保護者支援に向けた相談体制の充実</u> ······	34
(1) 就学・進学相談会の充実	
(2) 情報提供の充実	
(3) 保護者に対する意識調査の実施	
(4) 教育相談の充実	
<u>3 基本目標3 教育環境の充実</u> ······	36
(1) 特別支援学級及びサポートルーム拠点校の整備	
(2) 新たな学校づくりにおける特別支援学級及び通級指導学級等の整備	
<u>4 基本目標4 共生社会を目指した連携強化</u> ······	38
(1) 特別支援教育に関する相談窓口の連携	
(2) 都立特別支援学校との連携	
(3) 切れ目のない支援を行うための関係機関との連携	

## V その他

1 不登校対策について ······	42
2 医療的ケアを必要とする児童生徒について ······	42
3 中学卒業後の進路について ······	43
4 主な相談先 ······	44
5 関係書類の様式（就学支援シート・進学転学支援シート・学校生活支援シート） ······	46
6 放課後等デイサービス ······	54

## VI 資料

1 町田市特別支援教育推進計画設置要領 ······	57
2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿 ······	59
3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過 ······	60
4 用語集 ······	61

# I 本計画について

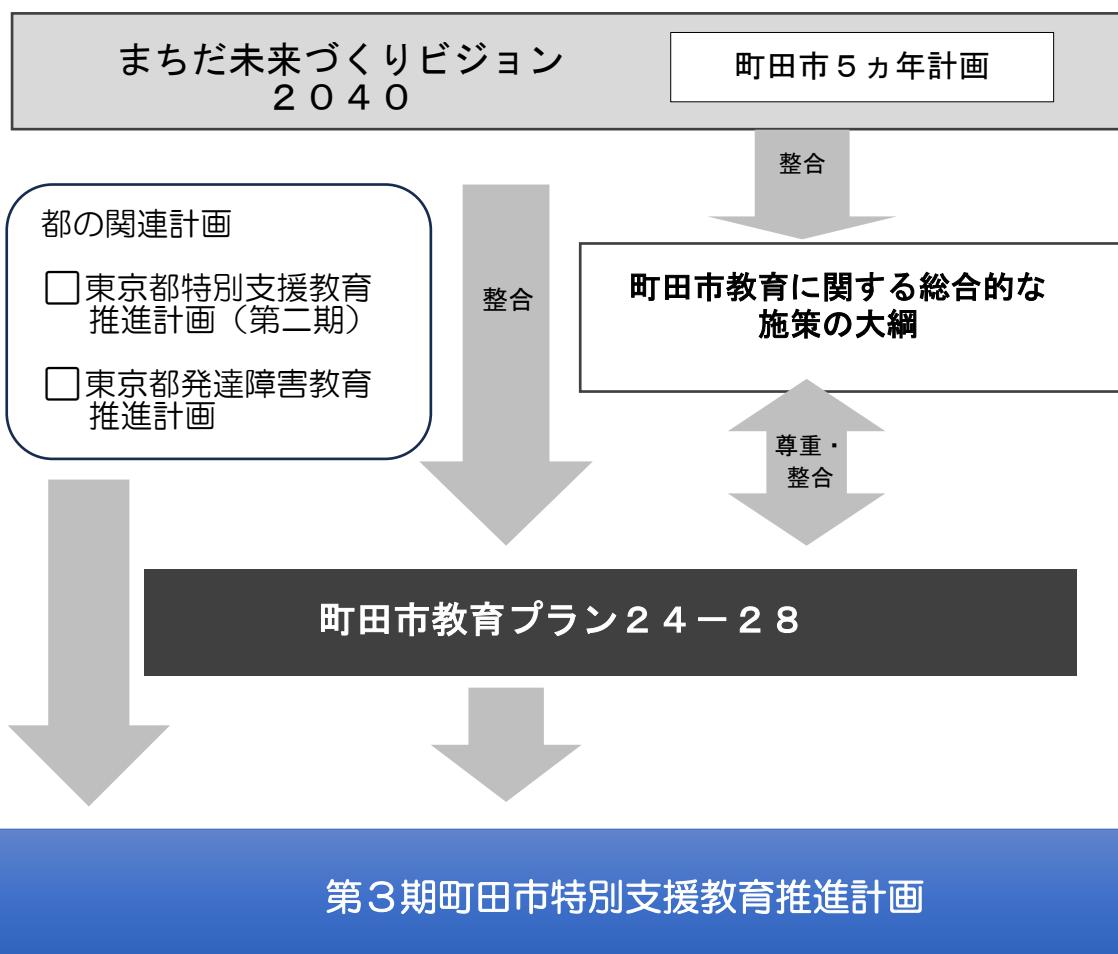
## 1 本計画の概要について

### (1) 計画の目的

「第3期町田市特別支援教育推進計画」は、これまでの「第2期町田市特別支援教育推進計画」(※2020年度～2023年度に実施)の成果と課題を踏まえるとともに、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」及び「東京都発達障害教育推進計画」の内容を踏まえ、町田市における特別支援教育のさらなる充実を図ることを主たる目的としています。

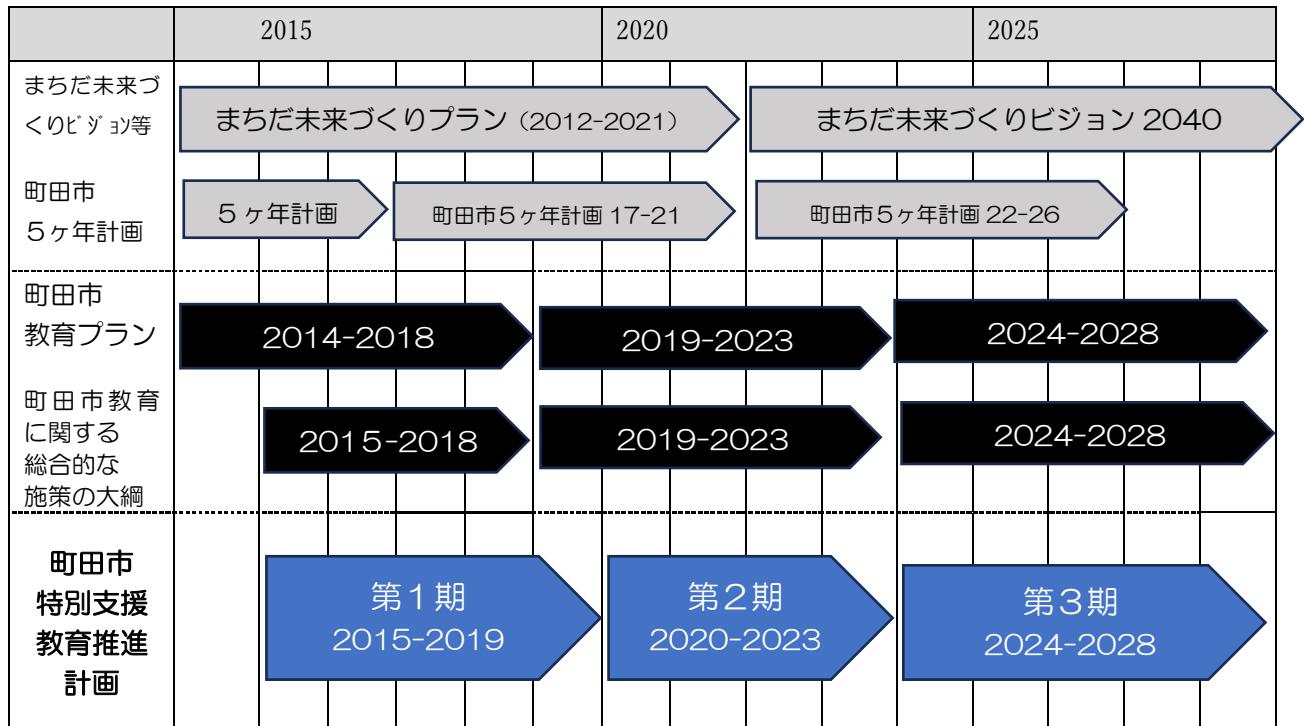
### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「町田市教育プラン24－28」における基本方針Ⅱ「一人ひとりの多様な学びを推進する」の施策2「一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進する」の重点事業「特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実」にある取組の一つとして位置づけられています。



### (3) 計画期間

2024年度から2028年度までの5年間です。関連する計画は次の通りです。



### 【関連する計画の概要】

計画の名称	概要
まちだ未来づくり ビジョン 2040 (2022-2039)	町田市の市政運営の基本となる計画です。基本構想部分の「2040なりたい未来」が2039年度までの18年間、基本計画部分の「まちづくり基本目標」と「経営基本方針」が2031年度までの10年間を、それぞれ計画期間としています。
町田市5ヶ年計画	まちだ未来づくりビジョンで示した目標（政策や施策、基本方針）を達成するための5ヶ年の実行計画です。
町田市教育プラン	町田市の教育を振興することを目的に、基本的な方針を定め、その実現に向けて取り組むべき施策・重点事業を策定・推進するものです。
町田市教育に関する 総合的な施策の大綱	町田市（地方公共団体）の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、基本的な考え方を示しています。

## (4) 計画の考え方

町田市特別支援教育は、「町田市教育に関する総合的な施策の大綱」における基本理念・基本方針や、「町田市教育プラン 24-28」の教育目標・基本方針・施策を踏まえて推進します。

### 【町田市教育に関する総合的な施策の大綱（2024～2028 年度）】

#### 基本理念 誰もが自分らしく未来を描き、叶えるまちへ

##### 基本方針

- 1 子どもが自分らしく生きていく力を育む
- 2 多様なニーズに応え、学びの環境を整える
- 3 地域ぐるみで子どもの育ちを支え、ともに成長する
- 4 生涯にわたり学び、活躍できる環境を整える

### 【町田市教育プラン 24-28】

#### 教育目標 自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来

町田市教育委員会は、全ての市民一人ひとりが、学びを通して自らの生きがいを見つけ、他者への理解を深め、学び合うことで、自らが望む未来を創造することができる地域社会の構築を目指します。

##### 特別支援教育関連

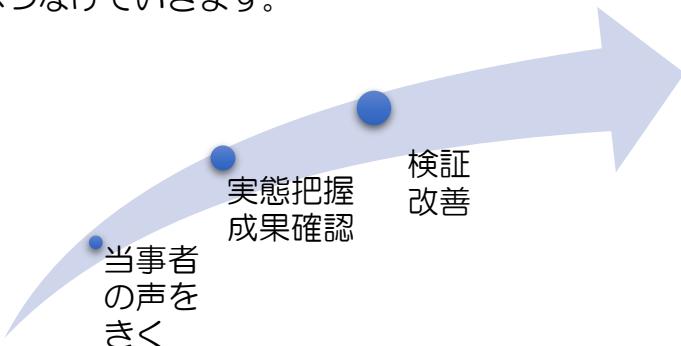
基本方針Ⅱ-施策2 一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進する

重点事業 20 特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実

基本方針Ⅲ-施策1 将来を見据えた多様な学びの場を整備する

重点事業 25 特別支援学級等の整備

また、第3期町田市特別支援教育推進計画を推進していくにあたり、町田市の特別支援教育をさらに充実させていくために、当事者の声を聞くことを大切にします。児童生徒、保護者及び教員等に対してアンケートや聞き取り調査を行い、実態の把握や成果を確認し、実効性のある内容への改善へつなげていきます。



## (5) 本計画が目指す町田市の特別支援教育

### ○特別支援教育とは

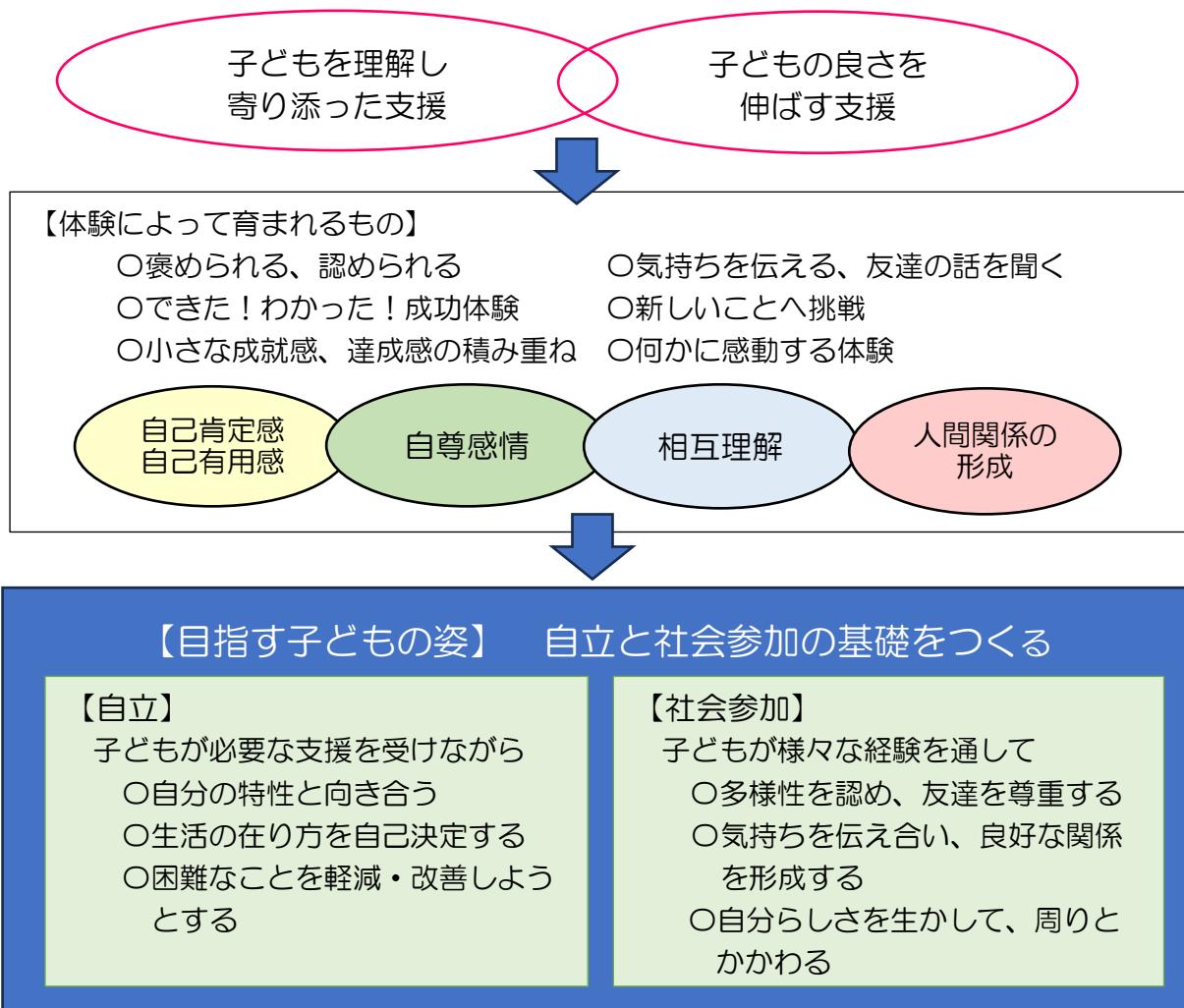
特別支援教育とは、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、もっている力を最大限に伸ばすとともに、生活や学習上の困難さを軽減し改善するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

町田市の全ての小・中学校において、特別支援学級のみならず通常の学級に在籍している児童生徒も含めた特別な支援を必要とする全ての児童生徒を対象として、特別支援教育を推進していきます。

### ○町田市の特別支援教育が目指す子どもの姿

特別な支援を必要とする子どもたちは、日々の中で困難さを感じる場面が多くあります。子どもたちにとって必要な支援を適切に行うためには、子どもの行動の意味や子どもが求めていることを的確に理解することが大切です。そのために、「子どもを理解し寄り添った支援」、「子どもの良さを伸ばす支援」の観点でのアプローチを行います。成功体験や人と通じ合う体験を通じて、自己肯定感や自己有用感を育み、他者の良さを理解して人間関係を形成し、自分らしく豊かに成長していくよう、「自立」と「社会参加」を目指します。

#### 【子どもへの支援の観点】



## II 特別支援教育の国や都の動向・町田市の現状

### 1 特別支援教育の国や都の動向

年	国	東京都
2004 年		<ul style="list-style-type: none"><li>東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定</li></ul>
2005 年	<ul style="list-style-type: none"><li>特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）</li></ul>	
2007 年	<ul style="list-style-type: none"><li>学校教育法改正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定</li></ul>
2010 年	<ul style="list-style-type: none"><li>特別支援教育の推進について（通知）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定</li></ul>
2011 年	<ul style="list-style-type: none"><li>障害者基本法の一部改正</li></ul>	
2012 年	<ul style="list-style-type: none"><li>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）</li></ul>	
2014 年	<ul style="list-style-type: none"><li>障害者権利条約批准</li></ul>	
2016 年	<ul style="list-style-type: none"><li>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行</li><li>発達障害者支援法の一部改正</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京都発達障害教育推進計画の策定</li></ul>
2017 年		<ul style="list-style-type: none"><li>東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画の策定</li></ul>
2019 年	<ul style="list-style-type: none"><li>医療的ケア児支援法施行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京都教育ビジョン（第四次）の策定</li></ul>
2022 年	<ul style="list-style-type: none"><li>こども基本法施行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定</li></ul>
2023 年		

#### （1）国の特別支援教育

##### ①障害者基本法の改正・障害者差別解消法

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。  
(「障害者基本法」第 16 条から引用)

○「障害者の権利に関する条約」が、2006年に国連総会で採択され、2014年に条約を締結しました。条約締結に向けて、2011年に障害者基本法が改正され、2013年に障害者差別解消法が制定されました。2016年に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するとされました。

## ②特別支援教育の理念

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（「特別支援教育の推進について（通知）（平成19年文部科学省）」から引用）

- 2007年の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この法律の改正により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を推進することになりました。

## ③共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- 2012年には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会）」において、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには特別支援教育を着実に進めていくことが必要であるとされています。

そして、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の推進、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意しておくこと等について提言をしています。

## ④発達障害者支援法の一部改正

- 2016年には、発達障害者支援法が改正され、発達障がい者の支援を切れ目なく行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方共生団体は「可能な限り発達障がい児が発達障がい児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

## ⑤こども基本法の施行

- 「こども基本法」が、2023年4月に施行されました。すべてのこどもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるように「こども施策」を進めるために制定されました。

## (2) 東京都の特別支援教育

### ① 「東京都特別支援教育推進計画」の策定

○ 東京都教育委員会は、2004年に特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定しています。第一次～第三次の実施計画に基づき取組を実施しています。各実施計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障がい教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されました。

### ② 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定

特別支援教育推進計画（第二期）2017年～2027年		
第一次実施計画 2017年～2021年	第二次実施計画 2022年～2024年	第三次実施計画 2025年～2027年

○ 知的障害特別支援学校の施設整備、特別支援学校のセンター的機能の充実や障がい者を取り巻く状況等に適切に対応した特別支援教育を推進するため、2017年度から2027年度までを計画期間とした東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し推進しています。

この計画は、「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、下記の4つの方向性が示されています。

- <方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

### ③ 「東京都発達障害教育推進計画」

○ 都教育委員会では、近年の発達障がい教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障がいの可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っていく必要があることから、2016年に東京都発達障害教育推進計画を策定し、2020年度までの5年間を計画期間として、具体的な施策を展開しています。

### (3) 全国の在籍者数等の現状

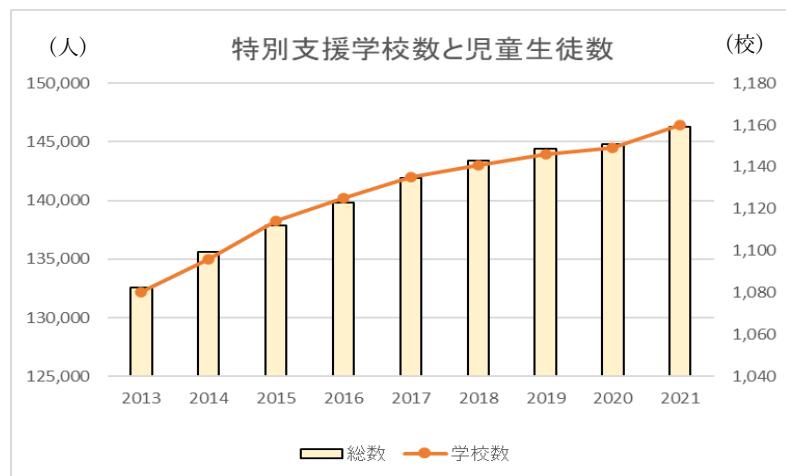
全国の義務教育対象者（児童生徒）数 → 減少  
特別支援教育を受ける児童生徒数 → 増加

全国の義務教育対象者（児童生徒）数は、減少しているものの、特別支援学校や特別支援学級、通級指導学級など特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しています。今後の5年間は学級種別によっては、減少も見込まれることから、今後の動向を注視していくことが必要です。

#### ○特別支援学校（都道府県等が設置）の児童生徒数の推移

特別支援学校は、障がいのあるお子さんに対して学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。（学校教育法第72条から引用）

特別支援学校は、全国で学校数が増え、児童生徒数も増加しています。



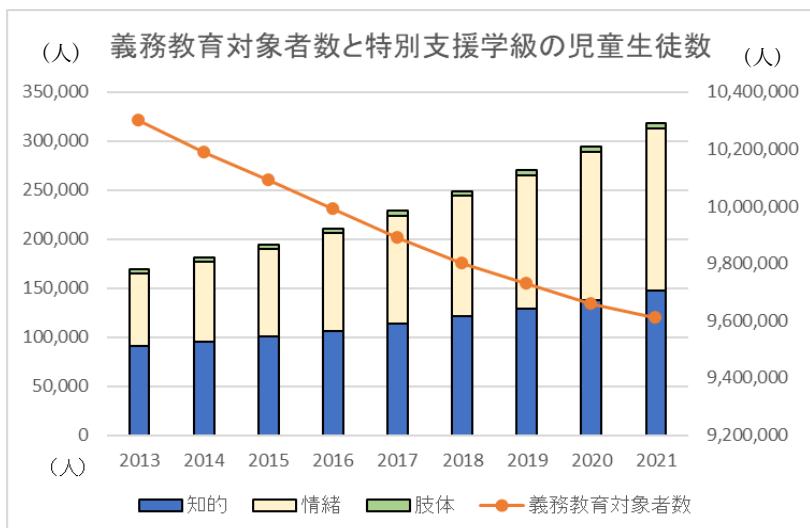
出典：特別支援教育資料（文部科学省）

#### ○特別支援学級の児童生徒数の推移

特別支援学級は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために、小学校や中学校等に置くことができます。

義務教育対象者数（小中学校児童生徒数）は、減少しています。

一方で特別支援学級の児童生徒数は、増加しています。



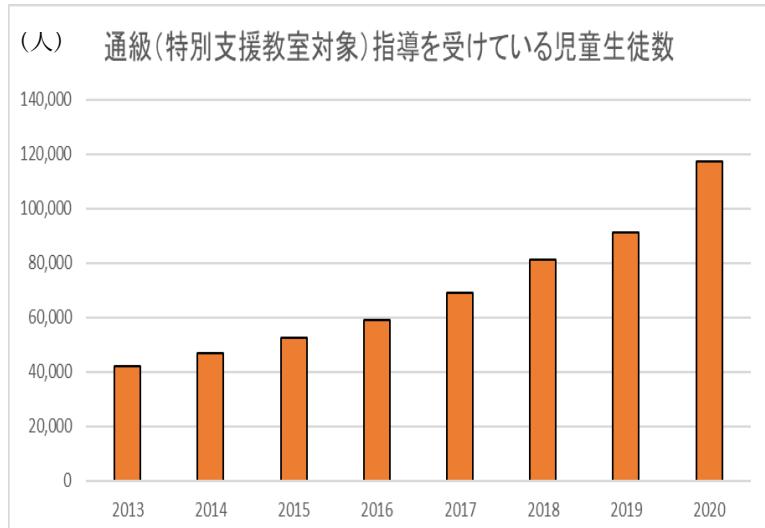
出典：特別支援教育資料（文部科学省）

## ○通級指導学級（うち特別支援教室対象者）の児童生徒数の推移

通級指導学級は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のうち、その障がいの状態、教育上必要な内容等を勘案して通級による指導を受けることが適当であると認める者に対して行います。（「学校教育法施行規則」第140条、141条から引用）

通級指導学級のうち、特別支援教室対象者（情緒障がい、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）の児童生徒数は、増加しています。

なお、特別支援教室のこと町田市では「サポートルーム」と呼んでいます。



出典：特別支援教育資料（文部科学省）

### 【コラム】

#### インクルーシブ教育と特別支援教育

インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶ教育システムです。

そして、特別支援教育は、子ども一人ひとりのニーズを把握して、生活や学習上の困難さを軽減し改善するための支援と指導を行う教育指導の在り方です。

特別支援教育では、個々の教育的ニーズに応じた指導を提供するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を整備しています。それぞれの子どもが、「わかった。」「できた。」という実感を得ながら、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていく、という観点から教育を進めていくことが必要です。

つまり、特別支援教育の充実を図ることは、一人ひとりの可能性を伸長させていくことであり、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築につながると捉えております。

障がいの有無に関わらず、共に学び合い理解し合う理念を追求しつつ、一人ひとりが豊かに成長していくために、特別支援教育の更なる推進と発展を目指していきたいと考えています。

## 2 町田市の特別支援学級等の現状

### (1) 町田市での学びの場について

- ① 【通常の学級】 1学級35人（中学校は40人まで）の学級で学び、生活します。
- ② 【通級指導学級】 通常の学級に在籍し、週1回程度利用します。  
通常の学級での学習や生活におおむね参加することができるものの、それぞれの課題や困難さに対して、よりよい学校生活を送るための支援をします。
  - サポートルーム（特別支援教室）  
発達のアンバランスやコミュニケーションの課題から、集団での学習や活動に困難さがみられるお子さんに対して、指導や助言を行います。
  - きこえの教室・難聴学級  
補聴器等を使用しても聞こえに関する課題のあるお子さんに対して、指導や助言を行います。
  - ことばの教室（小学校のみ）  
話し言葉の歪みや誤り、吃音などがあるお子さんに対して、前向きに話せるよう指導や助言を行います。
  - ひとみの教室（小学校のみ）  
眼鏡等を使用しても視力・視機能・視覚認識など視覚に関する課題のあるお子さんに對して、助言や指導を行います。
- ③ 【特別支援学級】 1学級8名までの少人数の学級で学び、生活します。  
少人数での指導によって個々の力を伸長し、自立して社会参加するための力を培います。
  - 知的障がい学級  
知的発達の遅れがあり、意思の疎通や日常生活への援助が必要なお子さんが対象です。基礎的な能力を身につける学習や、身辺自立の練習などきめ細かい指導を行っています。
  - 自閉症・情緒障がい学級  
知的発達に遅れを伴わない自閉症や情緒障がい等があり、意思疎通や対人関係が難しく、社会生活への適応に困難さがあるお子さんが対象です。各教科と併せて自立活動、交流及び共同学習を行うことを特徴としています。
  - 肢体不自由学級  
補装具によっても歩行や筆記等の日常生活の動作に困難さを抱え、支援が必要なお子さんが対象です。教科学習のほか、理学療法士、作業療法士による自立活動も行っています。
- ④ 【特別支援学校】 町田市にお住まいの方は、東京都が設置している都立特別支援学校になります。日常生活における困難さに対してより専門的な環境で学び、生活します。（町田市の就学相談後に東京都の就学相談で入学が決定します。）
  - 知的障害教育部門
  - 肢体不自由教育部門
  - 盲学校・ろう学校

## (2) 特別支援学級・通級指導学級等の児童生徒数と設置校

《小学校》 (2023年4月7日現在)

区分	学校数	児童数	学 校 名		
知的障がい 特別支援学級	20	394	町田第一小学校	町田第二小学校	町田第五小学校
			南大谷小学校	藤の台小学校	本町田小学校
			南第二小学校	南第四小学校	南つくし野小学校
			鶴川第二小学校	鶴川第四小学校	金井小学校
			忠生小学校	小山田南小学校	木曽境川小学校
			七国山小学校	小山小学校	小山ヶ丘小学校
			小山中央小学校	相原小学校	
自閉症・情緒障がい特別支援学級	6	120	町田第一小学校	本町田小学校	南第四小学校
			鶴川第四小学校	忠生小学校	小山中央小学校
肢体不自由 特別支援学級	1	12	町田第六小学校		
弱視学級(通級)	1	8	本町田東小学校		
難聴学級(通級)	2	12	本町田東小学校	山崎小学校	
言語障がい学級 (通級)	2	69	本町田東小学校	成瀬中央小学校	
サポートルーム (特別支援教室)	42	1279	拠点校18校		

《中学校》 (2023年4月7日現在)

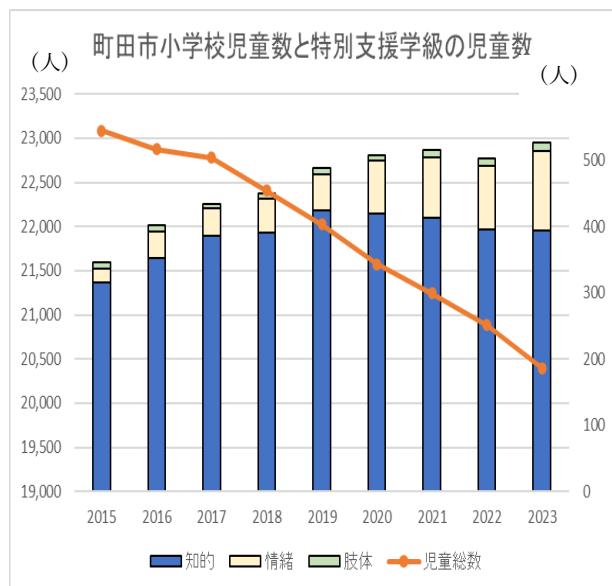
区分	学校数	生徒数	学 校 名		
知的障がい 特別支援学級	10	221	町田第一中学校	南大谷中学校	南中学校
			つくし野中学校	成瀬台中学校	鶴川中学校
			薬師中学校	忠生中学校	山崎中学校
			堺中学校		
自閉症・情緒障がい特別支援学級	1	15	町田第三中学校		
肢体不自由 特別支援学級	1	3	町田第一中学校		
難聴学級(通級)	1	8	町田第二中学校		
サポートルーム (特別支援教室)	20	367	拠点校5校		

### (3) 特別支援学級の児童生徒数の推移

町田市の児童生徒の総数 → 減少  
特別支援学級の児童生徒数 → 増加

町田市の全体の児童生徒数が減少している一方で、特別支援学級の児童生徒数は、小学校・中学校ともに全国の傾向と同様に増加傾向にあります。今後の動向を注視していく必要があります。

【小学校】



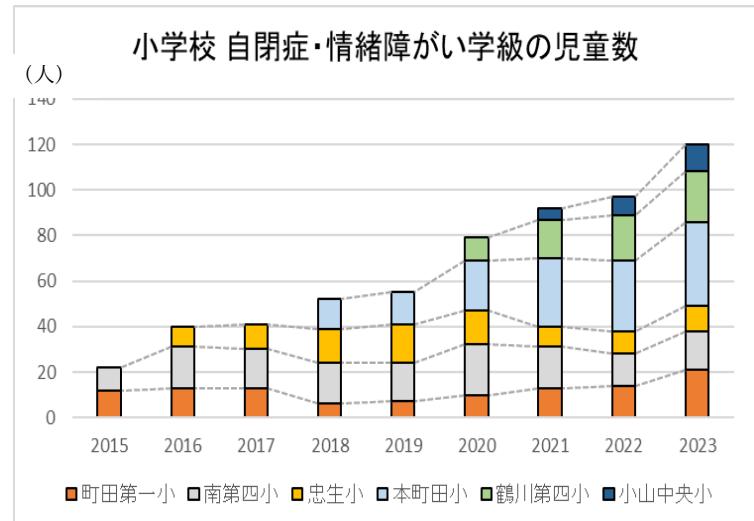
【中学校】



### (4) 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童数の推移

自閉症・情緒障がい特別支援学級は、町田第一小学校と南第四小学校に設置していましたが、2016 年度に忠生小学校、2018 年度に本町田小学校、2020 年度に鶴川第四小学校、2021 年度に小山中央小学校に新たに開設し、現在は市内で6校の小学校に設置しています。

開設するごとに、在籍児童が増加し、2023 年度は 2015 年度の約6倍の 120 人が在籍しています。



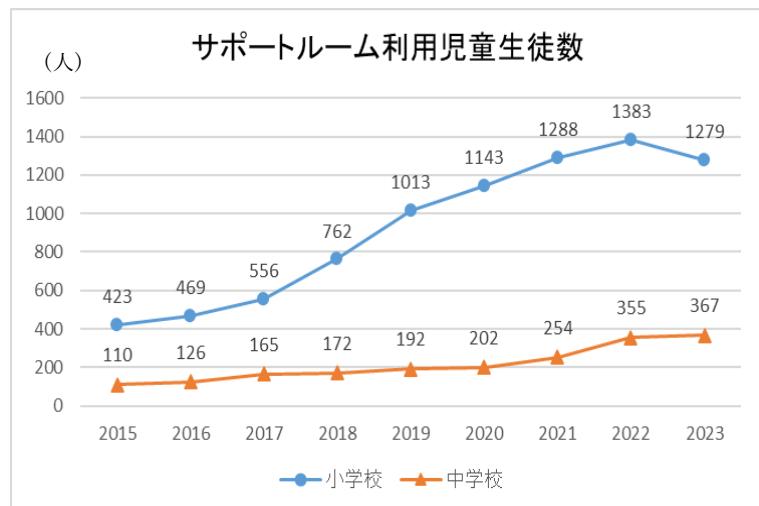
## (5) サポートルーム（特別支援教室）の利用児童生徒数の推移

サポートルームは、小学校は2016年度から2018年度、中学校は2019年度から2021年度にかけて段階的に順次導入を実施し全校へ設置しました。

サポートルームを設置することによって、通級型から自校での指導が受けられるようになり、利用者が増加しています。

2023年度は、小学校は1279人、中学校は367人が利用しています。2015年度から比較すると約3倍の利用者になっています。

今後の人気の動向を注視する必要があります。



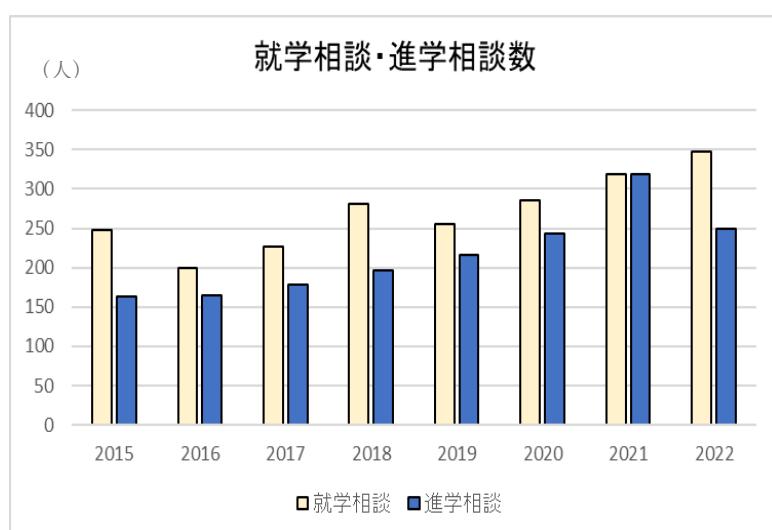
※サポートルーム導入以前の「情緒通級指導学級」人数を含む。

## (6) 就学相談・進学相談数の推移

就学相談は、年長児の小学校への就学先の相談となります。進学相談は、小学6年生児童の中学校への進学先の相談となります。サポートルームや特別支援学級の入級者数の増加とともに、就学相談・進学相談の申込人数も増加傾向です。

就学相談は、2022年では2015年の約1.4倍の347人となっています。

進学相談は、2022年では2015年の約1.5倍の250人となっています。



## (7) 町田の教育についてのアンケート（教員向け）から

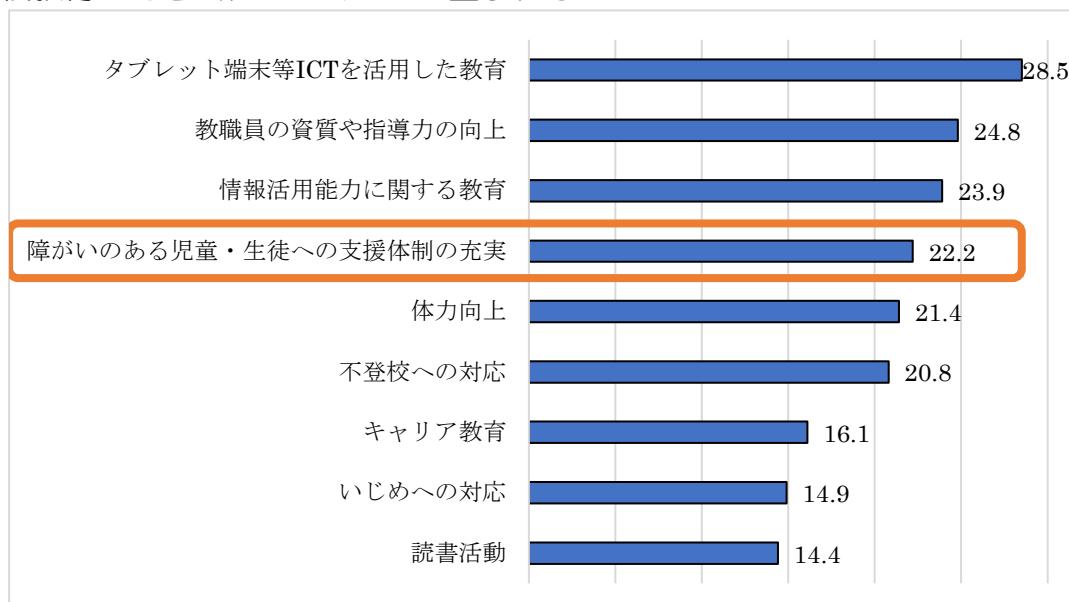
「町田の教育についてのアンケート調査」2022年7月実施

対象 町田市立小中学校に勤める教員

目的 町田市教育プランを策定するための基礎資料としての現状及びニーズ調査

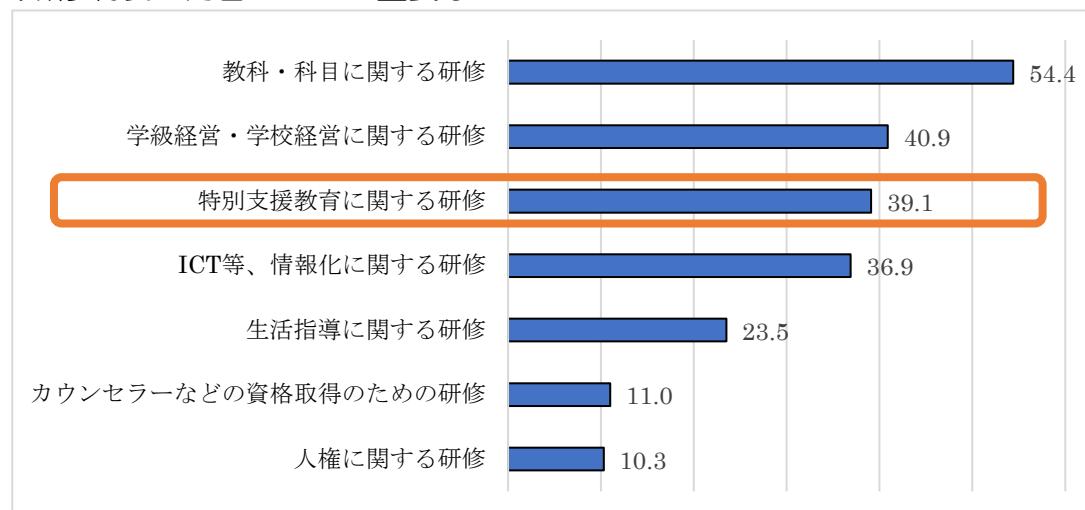
アンケート結果から、町田市の教員は、学校教育において障がいのある児童生徒への支援体制の充実を望んでいます。また、教員研修の内容について特別支援教育に関するものが重要であると感じています。

- ・学校教育で力を入れていくことが望まれるもの n=983 値：%



「障がいのある児童生徒への支援体制の充実」の回答は、4位で22.2%となって います。

- ・教員研修制度の内容について重要なもの n=983 値：%



教員研修として重要なものとして「特別支援教育に関する研修」は、3位の39.1% となっています。

### III 第2期町田市特別支援教育推進計画の取組について

#### 1 第2期推進計画の取組

##### (1) 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①小・中学校のサポートルーム(特別支援教室)の設置及び拠点校分割	□段階的にサポートルームを設置し、2021年4月に町田市全小中学校に設置を完了させた。 □利用児童生徒数の増加に合わせ、2020年度及び2022年度に拠点校、巡回校の再編を行った。 □小学校：拠点校 18校 巡回校 24校 中学校：拠点校 5校 巡回校 15校 ▲サポートルームの設置により利用者数が増加した。今後の利用者数の動向や、新たな学校づくりによる統合も見据え、サポートルーム拠点校の再編を検討する必要がある。
②特別支援学級の整備	□小学校：知的障がい学級 20校 自閉症・情緒障がい学級 6校 中学校：知的障がい学級 10校 自閉症・情緒障がい学級 1校 ▲特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加した。今後の推移を注視し、新たな学校づくりによる統合も見据え、特別支援学級の整備を検討する必要がある。
③特別支援教育支援員の適正な配置	□特別支援教育支援員を町田市の小・中学校全校に配置した。 □配置基準に基づき、各学校の特別支援学級に適正に配置した。 □小学校： 89名 中学校： 37名 ▲特別支援教育支援員の支援力の向上を目指し、研修の充実を図る必要がある。

##### 【成果】

- ・サポートルームは2021年度に小・中学校全校に設置を完了しました。その結果、サポートルームを自校で利用できるようになり、利用者が増加しました。
- ・自閉症・情緒障がい特別支援学級を小学校は新たに2校開設、中学校は新たに1校開設しました。小学校は町田市の各地域に設置した結果、在籍者数が増加しました。

##### 【課題】

- ・サポートルームや特別支援学級に通う人数が増加しました。今後の人数の動向や、新たな学校づくりによる統合も見据え、サポートルーム拠点校の再編や特別支援学級の整備の検討が必要です。
- ・特別支援教育支援員の支援力の向上を目指して、研修の充実を図る必要があります。

## (2) 基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

具体的な取組	現状(□) 課題(▲)
①教員対象研修の充実	<p>□特別支援教育教員研修：コース別に分け理解状況に応じて実施。2022年度は5回実施。</p> <p>□特別支援教育コーディネーター研修：2022年度は5回実施。</p> <p>□特別支援教室専門員研修：2022年度は3回実施。</p> <p>▲教員の問題意識を踏まえた研修内容の検討及び合同研修等実施方法の工夫・改善が必要である。</p>
②町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施	<p>□2020年度 7名 2021年度 6名 2022年度 8名 2023年度 7名</p> <p>□2022年度における授業公開・協議会の参加者は、総計50名を超えた。</p> <p>▲多くの教員の授業改善につなげるため、より多くの教員が参加できるような手立てを行うことが必要である。</p>
③特別支援教育推進モデル校の指定	<p>□特別支援教育推進モデル校を指定し、研究発表会で研究成果を普及した。</p> <p>2020年度から2022年度まで各1校ずつ</p> <p>【実施校】</p> <p>2020年度 町田第五小学校 『一人1台・クラウド活用時代 個別最適な学び＆協働的な学び』</p> <p>2021年度 真光寺中学校 『多様な生徒と共に学ぶ計画的・組織的に行う指導方法の実践』</p> <p>2022年度 町田第二小学校 『見る力を高め、学ぶ喜びを実感できる子どもの育成』</p> <p>2023年度 南成瀬中学校 『一人一人の教育的ニーズを踏まえた、教育活動と支援体制の構築』</p> <p>▲研究の成果をより広く普及させるための手立てを考えていいく必要がある。</p>
④特別支援教育アドバイザー訪問	<p>□「特別支援教育ハンドブック」を活用した校内研究をはじめ、サポートルームの個別指導、学級担任のユニバーサルデザインに関する授業の指導・助言を行った。</p> <p>□2020年度 25校 2021年度 27校 2022年度 32校</p> <p>▲特別支援教育のより一層の推進を図るために、校内研究の必要性を改めて周知していく必要がある。</p>
⑤要請訪問	<p>□学校からの要請を受け、指導主事等が訪問し、特別支援教育の視点から指導・助言を行った。</p> <p>□2020年度 47回 2021年度 54回 2022年度 6回</p>
⑥関係者会議の充実	<p>□「特別支援教育設置校長会」を小・中学校でそれぞれ年3回ずつ開催した。また、「中・高特別支援教育コーディネーター連絡協議会」を実施した。</p> <p>□「小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・都立特別支援学校・学童連絡協議会」は対面で行っていたが、コロナ禍以降、資料送付・電話連絡等で実施した。</p> <p>□「交流教育連絡会」は、オンラインや書面にて開催した。</p>

<p>⑦町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用</p>	<p>□2020年に作成し、特別支援に関する基礎的知識の習得や、指導力・専門性の向上につなげた。</p> <p>□特別支援教育に関する校内研修会で、ハンドブックを活用する取組が多く見られた。</p> <p>▲活用について、さまざまな場面で働きかけを行ったが、使用は全体の約5割といった状況である。</p> <p>▲通常の学級を含めそれぞれの学級種別ごとに、より実践的に活用できるように、内容や活用方法を検討していく必要がある。</p>
-------------------------------	---

#### 【成果】

- ・教員研修については、経験年数等に応じて計画的に実施しました。
- ・特別支援教育ハンドブックを作成し町田市の全教員への配付や、町田市特別支援教育授業リーダーによる授業公開で、教員の特別支援教育に対する意識を高めることができました。

#### 【課題】

- ・特別支援教育の視点を踏まえた授業改善につながるよう、実践的な内容を踏まえた研修を実施する必要があります。
- ・町田市特別支援教育授業リーダーの実践や特別支援教育推進モデル校における研究の成果の共有をしていく必要があります。
- ・教育センターの学校への支援体制を充実させる必要があります。
- ・町田の丘学園との交流連絡会や幼稚園・保育園等との連絡協議会などは、コロナ禍において対面での実施が難しかったため、今後は取組状況を踏まえ、効果的な実施方法を再検討する必要があります。
- ・ハンドブックについて、通常の学級を含めそれぞれの学級種別ごとに実践的に活用できるように、内容や活用方法を検討していく必要があります。

### (3) 基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

具体的な取組	現状（□）課題（▲）
①教育センターの支援	<p>□進学相談会について運営方法を一部見直したことで、保護者や児童、委員の負担軽減につなげた。</p> <p>□2021年度より心理士による電話相談を実施し、すぐに相談できる体制を整えた。</p> <p>▲就学相談・進学相談の件数が増加傾向にある。より適正な相談会の運用方法等について見直しを図っていく必要がある。</p> <p>▲保護者が必要な相談先につながることができるように、相談機関に関する情報の周知を図る。</p>
②子ども発達センターとの連携	<p>□就学相談会における委員派遣、資料提供、また子ども発達センターでの就学相談説明会の開催等における連携を図った。</p> <p>▲切れ目のない支援の実現に向けて連携を強化する必要がある。</p>
③障がい福祉課との連携	<p>□計画の評価、都立特別支援学校等についての情報共有により連携を図っている。</p>
④都立町田の丘学園との連携	<p>□町田の丘学園との副籍交流の対応、研修会における講師派遣等の連携を図る等、体制を構築した。</p> <p>▲センター的機能を有する町田の丘学園との連携を強化し、町田市の特別支援教育の一層の推進を図っていく必要があります。</p>
⑤医療関係者との連携	<p>□医療的ケアが必要な児童の就学に際し、学校、保護者、関係機関と連携および情報共有を行った。</p>

#### 【成果】

- ・就学相談や教育相談等を計画的かつ継続的に実施し、保護者のニーズに応じた支援を行いました。
- ・都立町田の丘学園との連携を図り、学校説明会の協力や町田の丘学園と市内小中学校との交流連絡会及び交流教育などの教育的支援を行いました。

#### 【課題】

- ・就学相談・進学相談の件数が増加傾向にあります。就学相談・進学相談では、より適正な相談会の運用方法等について見直しを図っていくことが必要です。
- ・保護者が必要な相談先につながることができるように、相談機関に関する情報の周知を図る必要があります。
- ・切れ目のない教育的支援が行えるよう、子ども発達センター等の関係機関と連携を強化していく必要があります。
- ・センター的機能を有する都立特別支援学校との連携を今後も強化していく必要があります。

## 2 第2期の振りりと第3期で取組む課題

### 第2期町田市特別支援教育推進計画（2020～2023）

#### 【第2期の取組に対する振りりと課題】

##### 基本目標1 特別支援教育を推進する環境・体制の整備

- |                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 小・中学校サポートルームの設置<br>及び拠点校分割 | ⑦ 特別支援学級やサポートルームに通う児童生徒数が増加した        |
| (2) 特別支援学級の整備                  | ⑧ 特別支援教育支援員の支援力の向上を目指した研修を充実させる必要がある |
| (3) 特別支援教育支援員の適正な配置            |                                      |



##### 基本目標2 特別支援学級・特別支援教室における指導力の向上

- |                            |                              |
|----------------------------|------------------------------|
| (1) 教員対象研修の充実              | ⑨ 特別支援教育の視点を踏まえた授業改善が必要である   |
| (2) 町田市特別支援教育授業リーダー育成事業の実施 | ⑩ 研修や研究の成果を共有しきれていない         |
| (3) 特別支援教育推進モデル校の指定        | ⑪ 教育センターの学校への支援体制を充実させる必要がある |
| (4) 特別支援教育アドバイザー訪問         | ⑫ 他機関との連絡会の実施方法を再検討する必要がある   |
| (5) 要請訪問                   | ⑬ ハンドブックの活用が不十分である           |
| (6) 関係者会議の充実               |                              |
| (7) 町田市特別支援教育ハンドブックの作成・活用  |                              |



##### 基本目標3 切れ目のない支援体制の構築

- |                   |                                      |
|-------------------|--------------------------------------|
| (1) 教育センターの支援     | ⑭ 就学相談の相談件数が増加傾向であり、運営方法を見直す必要がある    |
| (2) 子ども発達センターとの連携 | ⑮ 保護者に特別支援教育に関する必要な情報が届くように検討する必要がある |
| (3) 障がい福祉課との連携    | ⑯ 切れ目のない支援を行うために関係機関との連携の強化が必要である    |
| (4) 都立町田の丘学園との連携  | ⑰ 特別支援学校のセンター的機能との連携の強化が必要である        |
| (5) 医療機関との連携      |                                      |



#### 【現状から取組む課題】

- |                            |
|----------------------------|
| ④ 全ての学級に、支援が必要な児童生徒が在籍している |
| ⑤ 通常の学級における特別支援教育の取組が必要である |
| ⑥ 新たな学校づくりによる統合が予定されている    |

#### 【町田市特別支援教育が目指す子どもの姿からの視点】

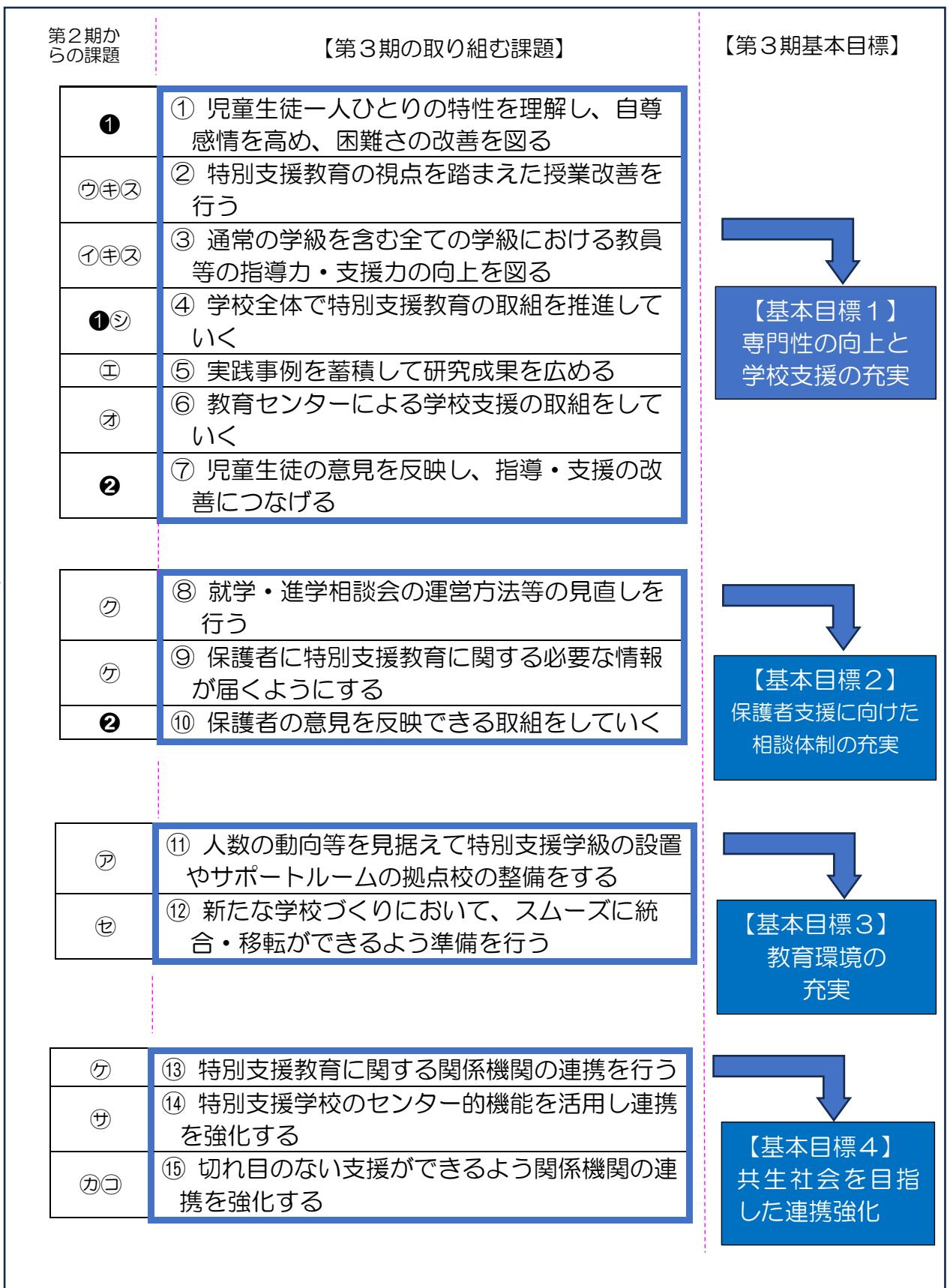
##### ①特別支援教育が目指す子どもの姿

自己肯定感・自尊感情を育む、相互理解と人間関係の形成  
自立と社会参加の基礎を育む

##### ②「子どもにやさしいまち条例」

子どもが幸せに暮らすことができるよう子どもにとって大切な権利を保障し、子どもにかかわる施策について、子どもが意見表明し参画する機会を提供する

## 第3期町田市特別支援教育推進計画で取り組む課題（2024～2028）



### **3 第3期推進計画の目標と具体的な取組**

第2期町田市特別支援教育推進計画の取組状況等を踏まえ、次の4つを基本目標とし具体的に取り組みます。

#### **基本目標1 専門性の向上と学校支援の充実**

第2期町田市特別支援教育推進計画の取組を踏まえ、通常の学級を含めた全ての教員等の、特別支援教育の理解を図り、普段の指導で実践することを目指します。専門性の高い教員の育成や、学級種別ごとの「町田市特別支援教育ハンドブック」の作成をはじめ、引き続き子どもと直接的に関わる教員等の指導力・支援力を高める研修等を充実させます。

#### **基本目標2 保護者支援に向けた相談体制の充実**

就学相談・進学相談をはじめとした特別支援教育に関わる情報や、教育相談の機能を積極的に発信するとともに、各種相談体制の充実を図り、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援へつなげます。

また、保護者の方に対するアンケート調査等を実施し、より良い支援の在り方や今後の方向性を検討していきます。

#### **基本目標3 教育環境の充実**

在籍児童生徒数の推移を注視するとともに、新たな学校づくりによる統合を見据え、特別支援学級やサポートルーム拠点校の整備を進めています。

また、新たな学校づくりにおける統合により建替えをする全小学校に、知的障がい特別支援学級及び自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置していきます。

#### **基本目標4 共生社会を目指した連携強化**

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

子どもたちの自立や社会参加に向け、学校や関係機関、市の関係部課等との連携を強化し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加まで「切れ目のない支援体制」を継続して構築していきます。

< 具体的な取組 >

- 
- (1) 教員研修等の充実
  - (2) 授業リーダー育成事業
  - (3) 町田市特別支援教育ハンドブック（学級種別ごと）の作成と活用
  - (4) 特別支援教育推進モデル校の実践
  - (5) 特別支援教育充実に向けたアウトリーチ支援
  - (6) 特別支援教育支援員の配置・新規開設の特別支援学級への増員
- 
- (1) 就学・進学相談会の充実
  - (2) 情報提供の充実
  - (3) 保護者に対する意識調査の実施
  - (4) 教育相談の充実
- 
- (1) 特別支援学級及びサポートルーム拠点校の整備
  - (2) 新たな学校づくりにおける特別支援学級及び通級指導学級等の整備
- 
- (1) 特別支援教育に関する相談窓口の連携
  - (2) 都立特別支援学校との連携
  - (3) 切れ目のない支援を行うための関係機関との連携

## IV 第3期町田市特別支援教育推進計画の主な取組

1

基本目標1

専門性の向上と学校支援の充実

### (1) 教員研修等の充実

インクルーシブ教育システム構築のため、全ての教員は、特別支援教育に関する知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する知識・技能は、発達障がいの可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須となります。そのため教員は、研修の受講等により特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る必要があります。また研修では、児童生徒一人ひとりの特性を理解し、児童生徒の主体的・対話的な深い学びを踏まえた指導法を取り入れた研修を実施します。

町田市の教員の状況を鑑みると、若手教員の占める割合が多く、教員の異動等による入れ替わりにより、計画的なOJTを通した育成が難しい現状もあります。そのため、特別支援教育教員研修会については、それぞれの経験や理解度に応じた内容を設定し、現場での支援や実践へつなげることができるようにしていきます。また、それぞれの実践を共有することで、お互いに専門性を高め合い、指導力・支援力を向上していきます。

#### ①知的障がい特別支援学級・サポートルーム教員研修（経験年数別研修）

知的障がい特別支援学級教員研修及びサポートルーム教員研修については、特別支援学級やサポートルームでの指導年数をもとに、3つのコース（ベーシック・アドバンス・マスター）を設定します。研修の実施形態や内容は、実情に合わせて検討し、集合型やオンライン形式で実施します。

##### ・**ベーシックコース** 指導経験1年目の教員を対象

特別支援教育の理念や知的障がい、発達障がい等の障がい特性、アセスメントや指導方法、保護者との連携について、基礎的・基本的なことを学ぶ内容です。

##### ・**アドバンスコース** 指導経験2年以上の教員を対象

特別支援教育に関する基礎的・基本的な知識・指導の理解と実践ができている教員に対し、実践力を高めていく内容です。

##### ・**マスターコース** 指導経験が豊富な主任またはそれに準ずる教員を対象

これまでの知識や経験の蓄積を踏まえ、現状の課題を把握し、改善や改善策を提案したり、力量をつけるための研鑽に励んでいたりする教員に、特別支援学級やサポートルームの学級経営や人材育成を意識して、特別支援教育のより深い理解を目指す内容となっています。

#### 【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
コース別 研修の実施	3コース× 4回実施	3コース× 4回実施	3コース× 4回実施	3コース× 4回実施	3コース× 4回実施	3コース× 4回実施
研修内容・方法の検討及び改善						
		見直し				見直し

## ②自閉症・情緒障がい特別支援学級教員研修

町田市立小・中学校は、自閉症・情緒障がい特別支援学級を小学校6校、中学校1校設置しています（2023年度時点）。在籍する児童生徒が増加している傾向であり、今後自閉症・情緒障がい特別支援学級を増設する予定です。自閉症・情緒障がい特別支援学級担当教員の教科指導はもちろん、自立活動の指導技術等、専門性の向上のため、授業研修などの実践的な研修を実施していきます。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
研修の実施	オンデマンド研修 2回 集合研修 1回	オンデマンド研修 1回 集合研修 1回 授業研修 2回	オンデマンド研修 1回 集合研修 1回 授業研修 2回	オンデマンド研修 1回 集合研修 1回 授業研修 2回	オンデマンド研修 1回 集合研修 1回 授業研修 2回	オンデマンド研修 1回 集合研修 1回 授業研修 2回

研修内容・方法の検討及び改善

※授業研修は、授業後に協議会を合わせた研修として実施

## ③肢体不自由特別支援学級教員研修

町田市立小・中学校は、肢体不自由特別支援学級を小学校1校、中学校1校設置しています（2023年度時点）。都立町田の丘学園の肢体不自由部門教員との連携を図り、各設置校にて研修を実施し、教員の専門性を高めています。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
研修の実施	各校1回 実施	各校1回 実施	各校1回 実施	各校1回 実施	各校1回 実施	各校1回 実施

研修内容・方法の検討及び改善

## ④特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者と外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っており、個々の専門性の向上や育成は非常に重要となっています。そこで、研修を計画的に実施するとともに、「特別支援教育コーディネーターの手引き」を作成し、各校の特別支援教育を推進していきます。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
研修の実施	5回実施	5回実施	5回実施	5回実施	5回実施	5回実施
コーディネーターの手引き作成	—	作成	研修会や 学校で活用	研修会や 学校で活用	研修会や 学校で活用 見直し	研修会や 学校で活用 見直し

## ⑤特別支援教室専門員研修

特別支援教室専門員は、町田市立小・中学校におけるサポートルーム運営にかかる業務として、連絡調整、児童生徒の授業観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製等を行います。サポートルームの円滑な運営に向けて特別支援教室専門員の研修会を計画的に実施していきます。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
研修の実施	3回実施	3回実施	3回実施	3回実施	3回実施	3回実施

研修内容・方法の検討及び改善

## （2）授業リーダー育成事業

町田市の全ての教員が、特別支援教育に関する必要な知識とスキルを身に付けていくために、具体的な手立てと配慮が位置付けられた実践的な授業を通して、自身の授業改善につなげる環境づくりを整えていきます。そのために、町田市内で特別支援教育のモデルとなる授業を展開できる教員を発掘及び育成し、「町田市特別支援教育授業リーダー」に指名します。町田市特別支援教育授業リーダー自身の専門性の向上のみにとどまらず、授業公開や教員研修会での実践発表等を通じて成果を共有し、他の教員の授業改善につなげていきます。

＜参考＞

【主な募集枠】

- ① 小・中学校 サポートルーム教員
- ② 小・中学校 特別支援学級（知的、自閉症・情緒）教員
- ③ 小・中学校 通常の学級担任・教科担任

【授業公開】

1 学期：町田市特別支援教育授業リーダー内で授業公開を行う。

2・3学期：学期毎に1回ずつ市内全教員向けの授業公開を行う。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
授業リーダー育成事業の受講教員数	70人	100人	100人	100人	100人	100人
授業リーダーの指定 延べ人数	小・中学校教員7名指名 延べ28名	小・中学校教員6名程度指名 34名	小・中学校教員6名程度指名 40名	小・中学校教員6名程度指名 46名	小・中学校教員6名程度指名 52名	小・中学校教員6名程度指名 58名
授業公開実践発表の実施	複数回実施	複数回実施	複数回実施	複数回実施	複数回実施	複数回実施

成果の共有

### (3) 町田市特別支援教育ハンドブック（学級種別ごと）の作成と活用

町田市立小・中学校の全ての教員が特別支援教育の基礎的・基本的な知識の習得や専門性の向上を目指し、2020年度に「特別支援教育ハンドブック」を作成し、市内小・中学校全ての教員に配布しました。

今後は、子どもへのアンケートに基づいて、授業の工夫や日々の対応において、実践的に活用できるよう、「通常の学級向け」、「特別支援学級向け」、「通級指導学級向け」と対象教員を明確にした特別支援教育ハンドブックを作成します。そして一人ひとりの児童生徒に対して適切な支援を行うために、全ての教員が実践力の向上を図ります。

また、町田市特別支援教育ハンドブックを活用した校内研修や自己研鑽が円滑に実施できるよう、研修動画や校内研修用資料の作成、データの共有などを行います。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
ハンドブックの作成	通常の学級向け ハンドブック作成	特別支援学級向け ハンドブック作成	通級指導学級向け ハンドブック作成			見直し検討
ハンドブックの活用	各学校での活用	3種別作成配布	活用リーフレット配布	活用状況確認	見直し検討	オンデマンド研修実施 教員研修会での活用

### (4) 特別支援教育推進モデル校の実践

町田市立小・中学校すべての学校において特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。そのために、自校の特別支援教育における課題を明確にし、研究開発を通じて課題解決を図る取組を行う「町田市特別支援教育推進モデル校」を指定し、研究内容を他校に広げることで、特別支援教育の質的向上を目指していきます。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
推進モデル校の指定及び研究発表の実施	発表	1校指定 研究→発表		1校指定 研究→発表		

## (5) 特別支援教育充実に向けたアウトリーチ支援

町田市教育センターでは、各学校の特別支援教育の充実に向けて、学校からの申し出に応じて以下のアウトリーチ事業を実施していきます。

### ①特別支援教育専門家チーム事業

複数の特別支援教育専門家チーム専門員が学校を訪問し、児童生徒への望ましい教育的対応（該当児童生徒の発達障がいの状況や課題に関する意見や判断、必要な支援・配慮等を踏まえた学習指導や生活指導の具体策等）について、複数の角度から、特別支援教育の視点で専門的な助言を行います。

### ②巡回相談事業

教育センターに所属する巡回相談員を派遣し、小学校の通常の学級に在籍する配慮を要する児童の観察及び助言を行います。

### ③発達支援ルーム

現在、学級の中には、学習活動や意欲につまずきがありながら、課題が改善されないままの児童が少なからずいます。中でも、視覚をはじめとした基礎感覚が未発達のために、学習の基礎を身に付けることが困難な児童が近年は目立ってきています。このような児童に対して、できるだけ早く、見立てと個別の学びの機会を与えるとともに、学級担任と連携した指導、保護者への助言や協力要請を進める必要があります。発達支援ルームは、現在、通常の学級に在籍し、通級などの特別な学びの場で学習をしていない児童を対象とし、教育センター担当者が学校を訪問し、ビジョントレーニングや感覚統合運動を行い、学習の土台を築くとともに、学習意欲と自己肯定感を高めることをねらいとしています。また、児童の成長だけでなく、保護者の協力体制のもと、適正就学につなげたり、該当児童に対する必要な支援内容を明確にしたりすることにもつながります。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
特別支援教育専門家チーム	希望校に派遣					
巡回指導員派遣	評価					
発達支援ルーム		見直し				見直し

## (6) 特別支援教育支援員の配置・新規開設の特別支援学級への増員

特別支援教育支援員は、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、教員の補助者として、2018年度からは小・中学校全校に配置しています。特別支援教育支援員は、特別支援学級や通常の学級に在籍している児童生徒への支援、安全への配慮などを行います。

今後も特別支援教育支援員を継続して全小中学校に配置するとともに、新規開設した特別支援学級に対して、特別支援教育支援員を増員して配置し、安定した学級運営を目指します。

また、特別支援教育支援員の支援力向上に向けて、研修を実施していきます。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
配置人数	126名	(増員) 128名	128名	(増員) 130名	130名	(増員) 132名
研修の実施	1回実施	1回実施	2回実施	2回実施	3回実施	3回実施

研修内容・方法の検討及び改善

### 【コラム】

#### マルチメディアディジタル教科書の活用について

マルチメディアディジタル教科書は、公益財団法人日本リハビリテーション協会が提供する音声教材です。通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンク口（同期）させて読むことができるものです。ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見るなどもできます。

学校には「読むこと」に困難を抱えている児童生徒が在籍しています。「読むこと」に困難を抱えている児童・生徒にとっては、通常の教科書を用いて学習をすることは大変難しく、学習意欲の低下や学習の遅れにつながることが考えられます。

障害者差別解消法（2013年）により、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎的環境の整備が学校においても求められるようになりました。

2021年度から町田市立小・中学校において、GIGAスクール構想を受けた1人1台端末の環境が整備されたことでマルチメディアディジタル教科書活用の素地が作られた状況といえます。

町田市においても、「読み」等に困難がある児童生徒が、申請の上、活用しています。

### (1) 就学・進学相談会の充実

特別支援教育における学びの場の検討を行う就学・進学相談会は、相談数が増加傾向にあります。より充実した相談会にするために、構成員である就学相談委員や保護者の方から意見を募り、運営方法を見直し改善を図ります。

また、相談会を経て実際に就学・進学をした児童生徒の実態を学校訪問等で把握し、相談会の在り方について検証を行い、改善します。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
保護者及び就学相談委員向けアンケート実施	検討	検討	保護者及び就学相談委員向けアンケート実施			相談会の検証・改善
就学・進学後の実態把握	検討		学校訪問・実態把握		相談会の検証・改善	

### (2) 情報提供の充実

特別支援教育について、保護者への理解を促進するため、ホームページでの動画や資料の掲載、各種案内リーフレット等で情報提供の充実を図るとともに、保護者が必要な情報を入手できるように、提供方法等についても検討を行います。

また、小・中学校向けに、「町田市版就学相談の手引き」を作成し、各種相談会の申し込み手続き等について周知します。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
ホームページに動画・資料を掲載 案内リーフレット配布	ホームページに動画・資料を掲載 案内リーフレット配布	見直し検討	動画・資料の改訂 リーフレットの改訂	見直し検討	動画・資料の改訂 リーフレットの改訂	見直し検討
「就学相談の手引き」の作成	資料収集・手引きの原案作成	「就学相談の手引き」配布	修正・改訂	「就学相談の手引き」配布	修正・改訂	「就学相談の手引き」配布

### (3) 保護者に対する意識調査の実施

特別支援学級、通級指導学級(サポートルームを含む)を利用している児童生徒の保護者を対象に、本市の小学校や中学校で行われている特別支援教育についての、意識調査を実施します。実情を把握し、より良い支援の在り方や今後の方針性を検討し、改善につなげていきます。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
特別支援学級向け調査実施	内容検討	アンケート調査実施	周知・改善策提案			アンケート調査実施
通級指導学級等向け調査実施	—	内容検討	アンケート調査実施	周知・改善策提案		アンケート調査実施
利用に満足している保護者の割合	—	【目標値】 70.0%				【目標値】 80.0%

### (4) 教育相談の充実

町田市教育センターの教育相談では、市内の年長から18歳までの子どもについて、教育上の課題に関する相談に応じています。相談の対象となるのは、子ども本人とその保護者の他、学校や保育園・幼稚園関係者も含まれます。

相談の内容については、不登校、いじめ、発達障がい、集団不適応、友人関係、学習に関する事、生活面に関する事等となっています。

相談形態は以下の2つがあります。どちらも、心理学を専門とする相談員が対応しています。

#### ア 来所相談

教育センターに来所して行う相談です。

平日月～金曜日と第1、3土曜日の8時30分から17時まで開室しています。保護者からの申し込みが必要で、完全予約制となっています。

来所者のニーズや状態に応じて、継続的な面談やプレイセラピーを行ったり、より適切な機関をご紹介したりします。

子どもの状態を正確にアセスメントする必要がある場合には、WISC知能検査等を行い、子どもの特性や支援方法について、保護者にフィードバックをします。また、保護者から希望があった際には、学校との連携も行っています。

#### イ 電話相談

来所での相談が難しい場合、専用番号による電話での相談を行っています。保護者のみに限らず、子ども本人や関係者からの相談も受けています。月・水・金曜日の9時から12時までと13時から16時まで開設しており、予約は不要です。継続的な相談はできませんが、匿名での相談も受けることができます。

**【工程表】**

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
WISC-V知能検査の導入	導入準備	WISC-V知能検査の研修実施	WISC-V 知能検査の実施	見直し・検討・継続研修		

### 3 基本目標3

## 教育環境の充実

### (1) 特別支援学級及びサポートルーム拠点校の整備

在籍児童生徒数の推移を注視し、新たな学校づくりによる統合も見据え、特別支援学級やサポートルーム拠点校の整備を進めています。また、知的障がい特別支援学級及び自閉症・情緒障がい特別支援学級は、全小学校への設置を目指し、新たな学校づくりにおける学校の建替え時に、整備を行います。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
特別支援学級新設	新設準備	小山中学校 知的障がい 学級新設 40校	検討・準備	新設	検討・準備	新設
設置校累計	39校	40校	40校	41校	41校	42校

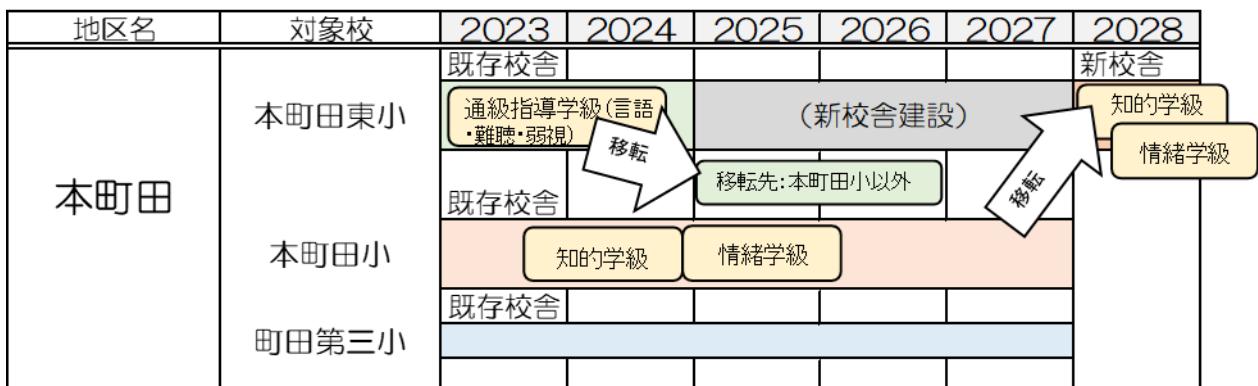
  

サポートルーム拠点校見直し	検討	検討	拠点校の巡回先の再編	検討	検討	拠点校の巡回先の再編
---------------	----	----	------------	----	----	------------

### (2) 新たな学校づくりにおける特別支援学級及び通級指導学級等の整備

2025年度から始まる特別支援学級や通級指導学級の統合及び移転に対して、児童生徒や保護者の方の負担が少しでも軽減できるように準備や整備を行います。

【本町田地区統合スケジュール】



【本町田地区・工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
本町田東小 通級指導学級 移転	移転準備	移転準備				
			通級指導学級移転			
本町田東小・本 町田小・町田第 三小の統合	統合準備	統合準備	統合		移転準備	移転・町田第三 小統合 統合
			本町田ひなた小開校・統合			

【南成瀬地区統合スケジュール】

地区名	対象校	2023	2024	2025	2026	2027	2028
南成瀬	南第二小	既存校舎					新校舎
		知的学級		(新校舎建設)			知的学級
	南成瀬小	既存校舎	移転			移転	
				知的学級			情緒学級 (新設)

【南成瀬地区・工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
南第二小・南成瀬小の統合	統合・移転準備	統合・移転準備	統合		移転準備 新設準備	移転・新設
成瀬小開校・統合						
移転 新設						

【鶴川地区統合スケジュール】

地区名	対象校	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
鶴川東	鶴川第二小	既存校舎						新校舎
		知的学級		(新校舎建設)				知的学級
	鶴川第三小		移転	仮設校舎		移転		情緒学級 (新設)
		既存校舎	仮設校舎建設					
鶴川西	鶴川第四小	既存校舎						新校舎
		知的学級	情緒学級	(新校舎建設)				知的学級
	鶴川第三小	既存校舎	移転	移転				情緒学級
				知的学級	情緒学級			

【鶴川地区・工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
鶴川第二小・鶴川第三小の統合		統合準備	統合準備	統合		新設準備
鶴川東小開校・統合						
鶴川第四小・鶴川第三小の統合		統合・移転準備	統合・移転準備	移転・統合		移転準備
鶴川中央小開校・統合						

### (1) 特別支援教育に関する相談窓口の連携

教育センターでは、就学相談、教育相談、教育支援センター、特別支援教育に関する相談窓口があります。

現在、子どもを取り巻く状況や課題は、複雑化・多様化しています。必要に応じて関係する窓口や機関の対応ができるように、保護者の方の同意のもとに情報共有を行うなど、教育センター内での連携をはじめ、子ども発達センターや障がい福祉課、子ども家庭支援センターなどとの連携の強化を図ります。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
相談窓口の連携	各種相談の実施					検証

教育センターの連携  
検証・強化 → 他課との連携検証・強化

### (2) 都立特別支援学校との連携

特別支援学校は、特別支援教育について高い専門性があり、地域の小・中学校等を支援するセンター的機能を有しています。センター的機能には、小・中学校教員への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、障がいのある児童生徒への指導・支援等があります。そして、学校間連携による教育的支援の他、福祉、医療、労働等の関係機関との連携も行い、障がいのある幼児・児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を目的として、地域性や専門性を生かした「エリア・ネットワーク」の整備を行っています。

町田市では、都立町田の丘学園を特別支援学校のセンター校として、交流教育や研修協力等を行っています。今後も都立特別支援学校との連携強化を図り、特別支援教育の理解が深まるよう取り組んでいきます。

#### ① 副籍交流

副籍とは、都立特別支援学校の児童生徒が、地域の市立小・中学校に副次的な籍を置く制度です。副籍制度の副籍交流では、市立小・中学校と特別支援学校の児童生徒同士が直接交流もしくは間接交流を通じて、お互いの理解を深め合う活動を行います。

#### <町田市における副籍交流の人数>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
副籍交流実施者	205人	206人	208人	209人
うち直接交流実施者	70人	44人	39人	39人

#### ② 交流教育連絡会（学校間交流会）

町田市立小・中学校と都立町田の丘学園の児童生徒が、お互いを理解し、ともに活動する機会を設定した交流教育連絡会を行っています。現在小・中学校の3校を実施し、特別支援学級の設置されていない学校は、2年ごとに輪番で実施します。交流活動を通じて特別支援教育の理解を深めるよう取組みます。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
交流連絡会の実施	3校実施	2校実施 運営方法の見直し	3校実施	3校実施	3校実施	3校実施 運営方法の見直し

### ③小・中学校教員等への支援について

センター的機能を生かして、小・中学校の教員に対して行う教育センターの研修協力依頼や、情報交換などの連絡会を開催しています。専門的な立場から障がいのある児童生徒への具体的な支援についての助言及び相談など、連携の強化を図ります。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
研修協力依頼・連携強化	実施	実施 連携方法等の見直し	実施	実施	実施	実施 連携方法の見直し

## (3) 切れ目のない支援を行うための関係機関との連携

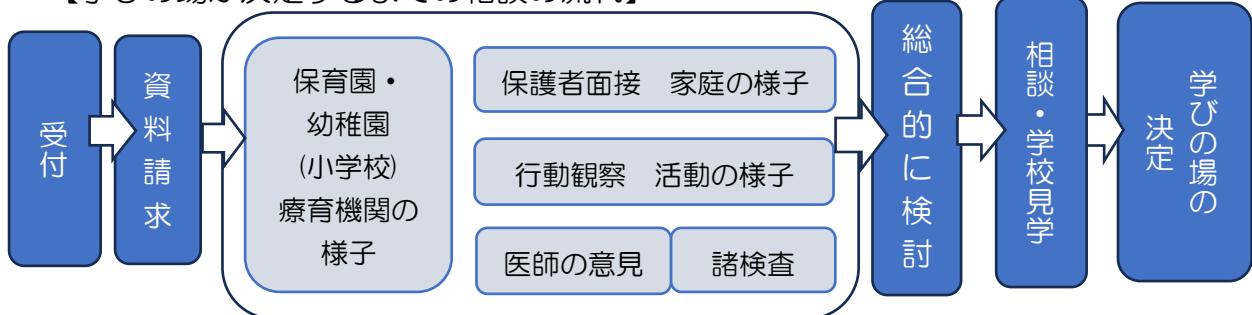
### ①小学校（中学校）入学前

#### ○就学（進学）相談会

就学前に、特別な支援を必要とする子どもについて、一人ひとりの特性に合わせた学びの場を保護者と特別支援にかかる専門家がともに考える就学相談を行っています。保護者の方に町田市の特別支援教育についてご理解いただき、保護者の方の同意のもとで、幼稚園や保育園（または小学校）、子ども発達センター等と日ごろの様子や支援方法等について情報を共有します。

相談会では、「保護者の面接」「行動観察」「諸検査」「医師の診察（「肢体」「難聴」の会等で実施）」等を行い、事前に収集した資料をもとに、就学相談委員がお子さんの就学後の学びの場を総合的に検討します。収集・作成した資料は、就学先の小学校（中学校）へ引継ぎし活用します。

#### 【学びの場が決定するまでの相談の流れ】

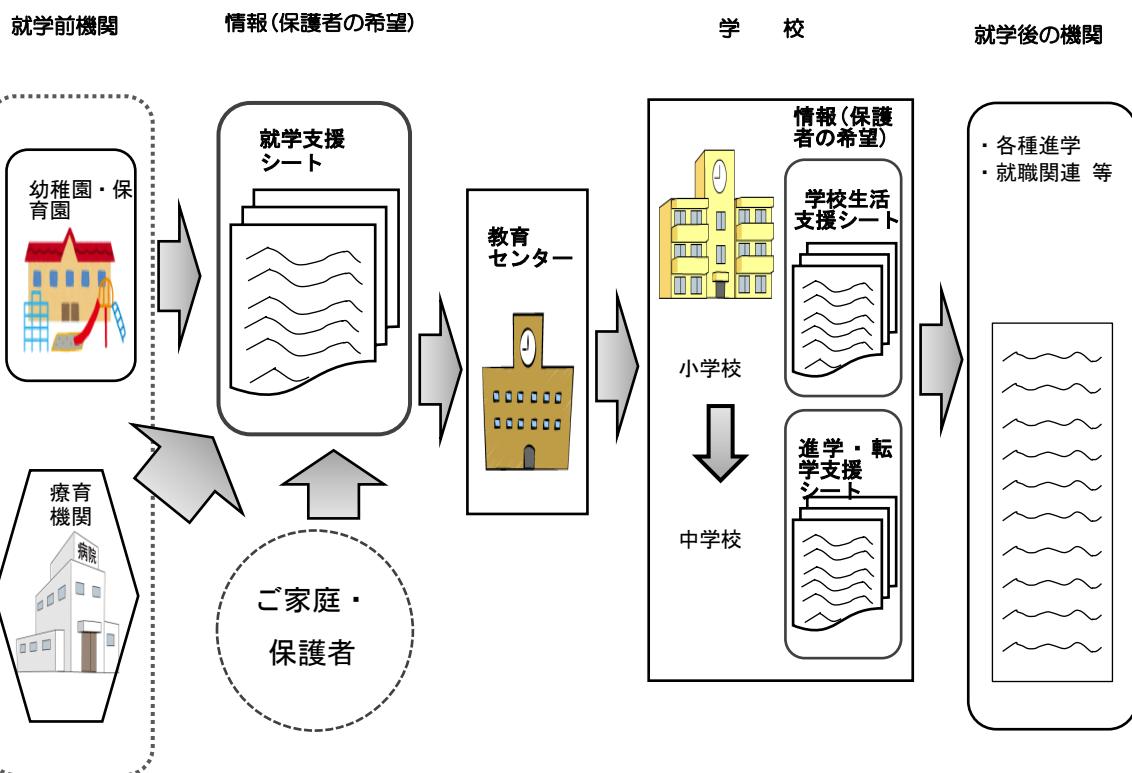


【就学相談委員】小中学校管理職、小中学校教員、特別支援学校教員、幼稚園・保育園の園長、子ども発達センター職員、心理士、教育センター職員、医師等から構成

## ○就学支援シート

小学校入学を控えた子どもの個に応じた支援や配慮等について、切れ目のない支援を適切に行うことができるよう、幼稚園・保育園・療育機関などと保護者が協力して作成し、就学先の小学校へ引継ぐためのシートです。

町田市内及び近隣市の幼稚園・保育園の年長園児の家庭に対し、園を通じて教育センターからこのシートを配布しています。幼稚園や保育園及び療育機関や家庭などから、大切にしてきたことや小学校に引き継ぎたいことを記入した後、園を通じて教育センターに提出し、教育センターから各小学校に送付しています。



## ○町田市立小学校と幼稚園・保育園・子ども発達センター等との連携

町田市の幼稚園・保育園・子ども発達センター等と就学先の小学校が、特別な支援を必要とする児童についての引継ぎの機会を確保するために、集合形式による連絡会を実施します。連絡会では切れ目のない支援をできるように就学支援シートを通じて情報を共有します。

【工程表】

取組内容	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
集合形式による連絡会の実施	実施	実施 運営方法の見直し	実施	実施	実施	実施 運営方法の見直し

## ②小学校・中学校入学後

### ○校内委員会

町田市立小・中学校では、支援が必要な児童生徒の実態把握や、支援方法等を検討するため、校内委員会を設置しています。委員会は、管理職、特別支援教育コーディネーターを中心として、学級担任、養護教諭などから構成されています。児童生徒への効果的な指導や対応に向けて、その子どもの問題や課題を共有し、学校全体で連携して支援を行います。また、特別支援学級への転籍や各通級（サポートルーム等）への入級の必要性の検討も行います。

### ○学校生活支援シート

町田市立小・中学校で特別支援学級やサポートルーム等に在籍している児童生徒について、本人や保護者の希望を踏まえて教育、保健・医療、福祉等が連携して、学校卒業まで、一貫性のある支援を行っていくためのツールとなっています。児童生徒を支援していく長期計画で、作成や活用は保護者の了解のもとに行い、本人に対する支援に関する必要な情報を記載します。

### ○進学・転学支援シート

小学校から中学校へ進学する際、または現在通学している学校から転学する際に、通学している学校における子どもの様子や指導の工夫を引継ぎ、進学・転学後の学校生活を適切なものにしていくために作成するシートです。

特別な教育的支援が必要な児童生徒で進学・転学先も引き続き支援が必要であると考えられる児童に対し、保護者の同意のもとに作成して引継ぎを行います。

### ○町田市立小学校と中学校の連携

町田市立小学校と進学先の中学校が、特別な支援を必要とする児童についての情報交換等を行い、切れ目のない支援ができるよう連携します。

## 子ども発達センター

### ○子ども発達センターとは

町田市にお住まいの0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行い、他の支援機関と連携を図りながら、その子どもや家族を支え、発達支援を行います。

### ○療育記録ノートについて

入園・入学時に、これまでの支援や配慮してほしいこと等が途切れることなく引継がれるように、子どもの成長と療育内容等を保護者が記録し、関係機関と共有できるノートを配布します。

## <参考 相談内容について>

○発達相談ではお子さんの発達について心配なことがある際に相談します。保護者の方のお話を聞き、お子さんの様子を見させていただきながら、必要な支援の手立てを一緒に考えていきます。（対象：お子さんの発達に心配のある方）

○障がい児相談支援・計画相談支援では、障害児支援利用計画等の作成を行います。

（対象：障がい児通所支援サービス等の利用を希望される18歳未満のお子さん及びその保護者）

## V その他

### 1 不登校対策について

町田市では、「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」という基本方針のもと、子どもの登校状態にかかわらず、将来的な自立に必要な学びの機会が得られるよう支援しています。学校を休んでいることで、その機会を逸するがないように、子どもの状態に応じた学びの場を提供しています。

適切な場につながるための相談先として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職や、教育センターの教育相談で相談することができます。

町田市の不登校施策「学びの多様化プロジェクト（仮称）」を、町田市教育センターのホームページにて公開しています。

### 2 医療的ケアを必要とする児童生徒について

2021年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。その理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育にかかる支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもとに、切れ目なく行われなければならないことが示されました。

町田市では医療的ケア児や重症心身障がい児とその家族の健全な生活と成長を支えるため、「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」を設置しています。また、医療的ケアが必要なお子さんとその家族の方に対して、子ども発達センターの医療的ケア児コーディネーターが相談を受け付けています。

現在、町田市の保育所や学校等においては、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを実施しています。今後も保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関が協力し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を一層充実させていくことが求められています。

### 3 中学卒業後の進路について

#### (1) 特別支援学級卒業生徒の進学先

町田市立中学校の特別支援学級に在籍した生徒の卒業後の進路については、多くの生徒が進学しています。主な進学先は、都立特別支援学校高等部（普通科・就業技術科・職能開発科）です。その他、都立高等学校では定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに、私立高等学校では通信制や高等専修学校に進学しています。

種別 年度	都立特別支 援学校 (普通科)	都立特別支 援学校 (就業技術科・ 職能開発科)	都立 高等学校	私立 (高校、専修、 各種学校)	その他	合計
2020	25	20	2	28	1	76
2021	20	22	5	30	2	79
2022	30	18	6	28	3	85

#### (2) 都立特別支援学校高等部への進学について

##### ※ 普通科（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門等）

知的障害教育部門は知的障がいのある方、肢体不自由教育部門は肢体不自由のある方を対象としています。お住まいの地域により通学区域の学校が設定されています。

なお、知的障害教育部門の通学区域は、2024 年度から町田市相原町・小山町・小山ヶ丘にお住まいの方は都立八王子南特別支援学校へ変更しています。（※注）

町田市のそれ以外の地域にお住まいの方は従来通り、都立町田の丘学園が通学区域になっています。（肢体不自由教育部門の通学区域の変更はありません。）

入学にあたっては適性検査等があります。

##### ※就業技術科・職能開発科

知的障がいのある方で将来、企業への就労を目指す方を対象とし、職業教育を行います。

各学校によって設置されているコースは異なりますが、「清掃コース」、「事務コース」、「食品コース」、「物流コース」、「福祉コース」などが設置されています。

入学にあたっては適性検査等があります。

（※注）

2024 年度から町田市相原町・小山町・小山ヶ丘にお住まいの方の通学区域が一部変更しています。高等部の知的障害教育部門の普通科は都立八王子南特別支援学校へ、小学部・中学部の知的障害教育部門は都立八王子西特別支援学校へ変更しています。

なお、高等部の就業技術科・職能開発科は、従来通り都内全域が通学区域として受験可能です。

## 4 主な相談先

### (1) 町田市教育センター

所 在 地 町田市木曽東3-1-3

#### ○教育相談

市内の幼児から18歳までの子どもの様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

電話番号 042-792-6546 (来所相談)

042-792-6548 (電話相談)

#### ○就学相談

市内の公立小・中学校及び公立小学校に入学予定の未就学児の中で特別な支援を必要とする児童生徒を対象に、通級指導学級（サポートルーム含む）や特別支援学級、特別支援学校への就学や転学及び入級の手続きや相談を行います。

電話番号 042-793-3057

#### ○教育支援センター

市内在住の小中学生で、現在登校が難しい状況にある児童生徒の学びの場を提供しています。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、情緒的な安定を図り、よりよい進路選択を支援します。

電話番号 042-793-5297 (けやき教室・小学生対象)

042-793-5298 (くすのき教室・中学生対象)

### (2) 子ども発達センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。他の支援機関と連携を図り、切れ目のない発達支援を行っています。

「発達相談、障がい児相談」「療育支援」「地域支援」等

所 在 地 町田市中町2-13-14

電話番号 042-726-6570

### (3) 子ども家庭支援センター

0歳から18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子ども・子育てに関する相談を受けます。「子育て総合相談」「ひとり親相談」「ショートステイ（宿泊保育）・トワイライトステイ（夜間保育）」等

所 在 地 町田市森野2-2-22 (町田市役所内)

電話番号 042-724-4419

### (4) スクールカウンセラー

町田市内小中学校のすべての学校に、心理の専門家として配置しています。各学校内で児童生徒や保護者が相談できるようになっています。

### (5) 町田市保健所保健予防課

地域における保健衛生の向上に関する業務として、母子保健相談の他、健康についての相談業務を行います。「母子保健相談」「療育相談」「在宅重症心身障がい児（者）等の相談」「精神保健・こころの健康に関する相談」他

○健康福祉会館（母子保健相談・在宅重症児障がい児等の相談・療育相談）

所 在 地 町田市原町田5-8-21

電話番号 042-725-5471 FAX 050-3161-8634

○保健所中町庁舎（鶴川地域以外の方の精神保健相談）

所 在 地 町田市中町2-13-3

電話番号 042-722-7636 FAX 050-3161-8634

○鶴川保健センター（鶴川地域の方の母子保健相談・精神保健相談・在宅重症児障がい児等の相談・療育相談）

所在地 町田市大蔵町1981-4

電話番号 042-736-1600

FAX 050-3161-8634

(6) 東京都八王子児童相談所

児童に関する養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談など様々な相談に対応しています。また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

所在地 八王子市台町3-17-30

電話番号 042-624-1141

(7) 障がい福祉課

身体障がい者・知的障がい者・精神障がいの方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。

所在地 町田市森野2-2-22（町田市役所内）

総務係 電話番号 042-724-2147（障がい者団体の支援等）

福祉係 電話番号 042-724-2148（医療費助成・各種手帳の申請等）

支援係 電話番号 042-724-3089（障害福祉サービスの給付等）

電話番号 042-724-2145（精神障がい者手帳の申請等）

FAX（共通） 050-3101-1653

(8) 町田市障がい者支援センター

障がいに関するさまざまご相談を専門のスタッフがお受けします。サービスの利用や身体障害者手帳等の申請も受付しています。お住まいの地域の障がい者支援センターをご利用ください。

○堺地域障がい者支援センター

所在地 町田市小山町1234-1

電話番号 042-794-8790 FAX 042-798-2290

○忠生地域障がい者支援センター

所在地 町田市図師町1677-1

電話番号 042-794-4851 FAX 042-794-4852

○鶴川地域障がい者支援センター

所在地 町田市能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階

電話番号 042-708-8821 FAX 042-708-8977

○町田地域障がい者支援センター

所在地 町田市原町田5-4-3 第2大塚ビル1階101

電話番号 042-709-1301 FAX 042-709-1302

○南地域障がい者支援センター

所在地 町田市金森東3-18-16 合掌苑桂寮1階

電話番号 042-706-9624 FAX 042-799-2145

(9) ハローワーク町田

ハローワークは国が設置した仕事を紹介し就職の支援をする機関です。障がい者のために専門の職員・相談員を配置し、職業紹介・指導等を行います。

所在地 町田市森野2-28-14 1階

電話番号 042-732-7316

(10) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、障がい者（児）や生活に困っている方の福祉に関する相談に応じ、関係機関を紹介します。お住いの地域を担当する民生委員・児童委員にご相談ください。

※担当地域の民生委員・児童委員の名前は連絡先など詳しいことは、町田市地域福祉部福祉総務課  
電話番号 042-724-2537へお問合せください。

## 5 関係書類の様式

### ○就学支援シート

# 就学支援シートの 作成にあたって

町田市では、来年度就学するお子さんに対して、「就学支援シート」を導入しています。「就学支援シート」は、一人ひとりのお子さんが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園・療育機関などと保護者が協力して作成し、お子さんが就学する学校へ引き継ぐものです。学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と面談をしたり、協力して個別指導計画などを作成したりして、お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるようにしていきます。学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要と思われる支援や配慮について共に考えていきましょう。

#### 1 「就学支援シート」の目的

就学が決定した後に、幼稚園・保育園などの子どもの様子や気になることについて、就学支援シートを用いて小学校に引き継ぎます。小学校は、シートに書かれた内容を入学期の指導・支援に活用します。この取組によって

- 子どものとまどいを少なくする。
  - 入学後の学校と家庭と幼稚園・保育園などの相談活動を進めやすくする。
- など、子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するものです。

#### 2 「就学支援シート」を作成する対象

「就学相談を受ける、受けない」にかかわらず、就学する児童の誰もが作成・活用できます。

何らかの障がいがあると思われる児童、対人関係や集団への適応がうまくできない児童、文字や数の操作などある特定のことが習得できない児童、音や感触など感覚過敏の児童など、就学にあたって、学校へあらかじめ伝えておきたいことがある児童について作成します。

#### 3 「就学支援シート」が大切にしたい内容

- ① お子さんの良いところ、好きなこと、得意なことなど、お子さんが楽しい学校生活を送ることのできる手がかりを引き継いでいきます。
- ② 家庭や幼稚園・保育園などで大切にしてきたことをお知らせください。お子さんに応じた言葉かけや補助の仕方など、お子さんが意欲的に学習に取り組むために工夫してきたこと、落ち着いて学習に取り組むことができるよう工夫してきた環境の設定などを引き継いでいきます。
- ③ お子さんが苦手なこと、支援の必要なこと、配慮の必要なことなどを引き継いでいきます。できれば、対応の仕方や配慮の仕方など支援の方策の手がかりになることをご記入ください。

#### 4 「就学支援シート」の記入にあたって

- ① 「就学支援シート」は記入のない欄があっても結構です。ここだけは、というポイントがあれば教えてください。
- ② 「就学支援シート」の内容だけでは不十分と思われる場合には、必要に応じて関係書類などを添付していただいて構いません。お子さんが楽しい学校生活を送ることができるように、いろいろなヒントを教えてください。

#### 5 各項目の記入にあたって

- ① 好きなこと・得意なこと・嫌いなこと・苦手なことについて  
保護者の方は、気になる項目・支援が必要な項目にチェック（レ）を付けてください。  
その上で、必要に応じて具体的に記入してください。
- ② 性格・行動に関するこことについて  
お子さんの性格や行動で気になることについて具体的に記入してください。
  - ・多動性      • 衝動性      • パニック      • 亂暴      • こだわり など
- ③ 指導上の工夫や必要な配慮について  
使用教材や教具、環境や働きかけの工夫、支援のコツ、効果のあった指導 など
  - ・使用教材や教具      • 指導内容や指導方法の工夫
  - ・指導上の配慮点      • 効果のあった指導方法、指示の仕方 など
  - ・幼稚園・保育園、療育機関などにおいて特に大切にしてきたこと
  - ・学校生活以外で支援が必要と思われる内容

（例） 登下校、下校後の過ごし方、関係機関などとの連携 など

#### 6 「就学支援シート」を受け取った学校での対応

- ① 校長の指導のもと、就学支援シートの内容を校内委員会で検討し、確実に担任に伝えるとともに、保護者との個人面談や幼稚園・保育園などとの引き継ぎ会をできるだけ早く実施し、シートの内容を入学後に活用します。
- ② 「就学支援シート」の内容を手がかりに、子どもの実態に応じた言葉かけや補助の仕方など、一人ひとりの子どもが意欲的に学習に取り組むことのできる指導や、落ち着いて学習に取り組むことのできる環境設定の工夫などに活用します。



## ア「就学支援シート」の作成とその活用

① 子ども生活部・教育委員会が、「就学支援シート」の活用について、幼稚園長会・保育園長会で説明し、幼稚園・保育園での準備を進めます。 【10・11月】

②教育委員会が「就学支援シート」の活用について、特別支援教育教員研修会などで説明し、各学校で準備を始めます。 【10月】

③教育委員会が、保護者向けの説明文とともに、「就学支援シート」を幼稚園・保育園に配布します。 【11月】

④「就学支援シート」の作成を希望する保護者は、自己の考えで「就学支援シート」を作成します。まず、はじめに保護者の方が記入します。

保護者の方は、幼稚園や保育園の先生が記入した内容を確認してください。

⑤幼稚園・保育園の方が記入します。そして、保護者の方に渡します。

⑥保護者の方は、必要があれば療育機関などに記入を依頼します。

⑦保護者の方は、幼稚園・保育園に「就学支援シート」を戻します。

⑧幼稚園・保育園は、教育委員会へ「就学支援シート」を提出します。 【2月上旬】  
※送付先は、町田市教育センター 担当指導主事あて（〒194-0036 木曽東3-1-3）

⑨教育委員会は、「就学支援シート」を就学予定の学校へ送付します。 【2月下旬】

⑩学校は、校長の指導のもと、校内委員会でシートの内容を検討し、保護者との個人面談や幼稚園・保育園との引き継ぎ会を実施し、入学期の指導・支援に活用します。

子どもの実態に応じた言葉かけや補助の仕方など、意欲的に学習に取り組むことのできる指導法の工夫などに活用していきます。

見本

一人ひとりを大切にした

## 就学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。小学校への入学を迎える、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや、小学校に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるように、学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要と思われる支援や配慮について考えていきましょう。

お子さんのお名前		小学校名	
保護者の方のお名前		入学年度	
保育園・幼稚園から		記入者	
療育機関等から		記入者	

	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から
好きなこと・得意なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動
嫌いなこと・苦手なこと	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動	<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 片づけ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 大きな運動 <input type="checkbox"/> 細かい作業 <input type="checkbox"/> 人とのかかわり <input type="checkbox"/> 大集団活動 <input type="checkbox"/> 小集団活動

	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から
性格・行動に関するこ			
○性格の特徴 ○行動の特徴 ・例：多動性、衝動性、自傷・他害行為、パニック、爪かみ、指しゃぶり、チック、吃音、場面緘默など ○興味や関心のある事柄や範囲とその程度等			
指導上の工夫や必要な配慮 (大切にしてきた内容や方法) (就学後の支援にむけて)			
そ の 他			

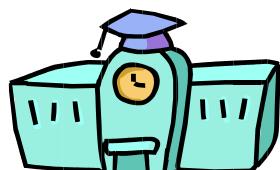
※当スペースでは記入できない場合には、別紙にて添付してください。

関係諸機関から (医療機関等)	
--------------------	--

見本

# 新しい学校での 生活のために

## 進学・転学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。一人ひとりの背の高さや好きな食べ物などが異なるように、興味のもち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方なども様々です。

現在、在籍校で、一人ひとりの子どもが、どのようなことにやりにくさを感じているのか、どのようなことでつまずいているのかを保護者と一緒に考え、支援の方法を工夫していきたいと考えています。

子どもが今まで培ってきた力を十分発揮できるよう、今まで蓄積された情報を進学する学校でも引き継ぎ、発展させていくことが大切です。

進学・転学先学校名	
在籍学校名	
児童・生徒氏名	

児童生徒氏名（ ）

I 健康・生活の様子と配慮事項

身体・健康	*視覚、聴覚、発音、筋力、食事などの様子と配慮事項。
環境	*音や集団などの環境に対する配慮事項。
日常生活	*医療機器や用具の使用、排泄など配慮事項。

II 学習の様子と配慮事項

人とのかかわり	人の かかわり	誰とでもかかわる、特定の相手とならかかわるなどの様子と配慮事項
	集団への 参加	集団での指示・理解や集団参加への支援の程度、配慮事項
	意思疎通 の方法	言語・指示の理解、要求の伝達方法、配慮事項
学習 (ことば・ 数など)	国語	好きなことがら、苦手な項目、読む・書く・聞く・話すこと、有効な支援方法など
	算数 数学	好きなことがら、苦手な項目、特に重視した課題、有効な支援方法など
運動 (粗大・ 微細運動)		
指導内容・方法		*教材や教具、環境や働きかけの工夫、支援のコツ、パニックが起こったときの対応方法、効果的な指導など

III 性格・行動に関する配慮事項

--

記載者

校長

作成年月日 年 月 日

●進学後の生活に関する家庭の意向、要望、期待など \*保護者記入欄

学校生活	*身体・健康、日常生活における配慮事項
その他	

○学校生活シートについて

見本

学校生活支援シート  
(個別の教育支援計画)

このシートは、お子さんの学校生活を充実したものにするため、御家族と学校、関係する様々な立場の人が、お子さんをどのように支えていくか話し合い、記録していくものです。  
お子さんが充実した豊かな学校生活を送ることができるよう、学校での学習や家庭での生活について、一緒に考えていきましょう。

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
担任名			
備考		手帳の有無	

1. 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子ども（大人）に育ってほしい、など）

本人から	
保護者から	

2. 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること・不安なことなど）

--

3. 支援の目標

学校の指導・支援	家庭の支援

児童・生徒名：児童姓 通称名

4. 支援機関の支援				
在籍校	年度	年	組	担任名：
	年度	年	組	担任名：
	年度	年	組	担任名：
支援機関：				担当者： 連絡先：
支援内容：				
支援機関：	( ) ~ ( )			
支援機関：				担当者： 連絡先：
支援内容：				
支援機関：	( ) ~ ( )			
支援機関：				担当者： 連絡先：
支援内容：				
支援機関：	( ) ~ ( )			

5. 支援会議の記録				
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等		
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等		
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等		
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等		

6. 成長の様子				
7. 来年度への引継ぎ				

以上の内容について了解し確認しました。

年 月 日 保護者氏名

## 6 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。利用については、子ども発達センター、お住まいの地域の障がい者支援センターへお問合せください。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田小山町	860-0340	860-0341	小山町2608-4	(株) ラモードラ メア
あらぐさ	860-0848	860-0849	下小山田町 231-1	(福) ウィズ町田
ボワ・エール	797-6004	797-4824	下小山田町 3267-2	(福) ボワ・すみ れ福祉会
ナカミチ児童デイサービ ス忠生	794-9083	794-9084	忠生3-25-11 忠生ビル2-B	(株) ナカミチ
アイ・らんど忠生	794-9366	794-9367	山崎町2055-2 C-113	(株) アイケア
ぱするもあ	794-6133	794-6134	木曽西 2-13-2 エクセ ルハイツヤマネⅡ 102	(株) ぱする
ボワ・コンサール	791-5262	794-9380	木曽西 2-6-12	(福) ボワ・すみ れ福祉会
ボワ・フルール	789-6330	789-6331	木曽西 3-11-10	(福) ボワ・すみ れ福祉会
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西 3-18-2-2 階	Fits 横濱(株)
K i d s テラス木曽西	794-9601	794-9602	木曽西 4-5-2 1 階	(株) オン・ザ・ プラネット
重症心身障がい児放課後 等デイサービスきらら	793-2773	793-2773	木曽西 5-20-10	(有) G
放課後等デイサービス キンダーハウス	810-1700	810-1700	金井 3-24-1	キンダー(株)
放課後等デイサービス キンダー	810-1123	810-1123	大蔵町 530-16 ブランドール須崎 B	キンダー(株)
放課後等デイサービス Steady step	735-9877	860-3117	能ヶ谷 4-3-18 第二京香ビル 103	ニッテム(株)
地域生活支援センターか のん	736-4239	860-5360	鶴川 2-14-24	(特) はとっぽ
はなまるキッズ鶴川教室	860-3152	860-3152	大蔵町 1969-1	(福) 光明福祉会
annie youth	044-328- 9039	044-328- 9039	三輪町 392	らいふでざいん (株)
ニコア	709-3545	709-3546	玉川学園 2-7-11 井之上ビル2階	NICOa(司)

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ジラソーレユナイテッド	851-7847	851-7847	原町田 3-14-15 エクセル原町田Ⅲ1階 101	(株) VIDA CRUISE
トウモローフィールド町田	794-7810	794-7830	原町田 6-26-16 ヴィレッジすくね 1FA	(株) スリーフィールド
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田中町	709-3637	709-3638	中町 1-8-2	(株) K&K
つぼみ フィオーレ	851-8000	850-8100	中町 1-26-14	(株) つぼみ
テラスさくら町田	705-5307	860-7844	中町 1-21-16 エステート中町 2A	(株) 横浜アカデミー
星の王子	850-8502	850-8547	中町 3-6-12 町田向井田ビル 1階	(株) ヒーローズコーポレーション
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町 3-10-9 アーバン第3ビル ラ・ヴィ 201	(株) IDSE
星の翼	851-7612	851-7613	中町 4-12-20	(株) ヒーローズコーポレーション
ぴっこもんどう	785-5141	860-7257	中町 4-13-1 1階	(一社) なれっじ・ネットワーク
ベリウィンクル町田クラブ	815-1067	815-1067	森野 2-20-8	(同) フェアリエル福祉会
ハッピーテラス 町田駅前	851-8084	851-7819	森野 2-2-36 Wald202 2階	(株) 現代企画
放課後等デイサービス マルシュ町田センター	851-8359	851-8371	旭町 2-9-3	ル・アンジェ(株)
放課後等デイサービス アイ・ランド町田	732-3670	732-3680	旭町 2-12-2	(株) アイケア
運動療育で生きる力を育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町 2-13-3 サンライズ旭町2階	(株) IDSE
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田 97 イー4号棟 0-1号室	(特) あ・うん
わいわいプラス町田教室	709-3481	709-3486	本町田 1297-1 ラ・ベルチュ町田 1-3号室	ムック(株)
ナカミチ児童デイサービス本町田	860-6877	860-6855	本町田 2020-5	(株) ナカミチ
つぼみクラブ	860-7348	860-7548	本町田 2973-7 本町田マリノビル 202号	(株) つぼみ
つぼみ アウラ	709-1401	709-1402	本町田 2977-3	(株) つぼみ
レ・マーニ	851-8209	851-8209	藤の台 1-1-49-101	(特) レ・マーニ

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
せみころん南町田	706-8332	850-7332	鶴間 5-9-29	(同) はすの実
南町田発達支援教室マナココ	706-8368	706-8367	鶴間 3-2-3 MQ プラザ南町田 1 階	(医) 草童会
つくしんぼ	796-8468	850-6237	南つくし野 1-11-3	(特) はらっぱ
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田成瀬	860-7944	860-7944	南成瀬 1-7-9 中里ビル 1 階 A 号室	(株) ラーナバウト
ウイングまちだ成瀬	794-7185	794-7186	南成瀬 6-1-1	(特) 空の翼
アイ・らんど成瀬	860-6945	860-6946	成瀬 7-10-6-110	(株) アイケア
おおぞらプラザ	866-3172	866-3172	成瀬台 2-16-2 ウィル 成瀬台 A 棟 101 号室	(株) メディカル・スカイ
放課後等デイサービス ZEST 町田	709-3542	709-3543	南大谷 1287-1	(同) ZEST FOR LIFE

【2023年11月1日現在】

## VI 資料

### 1 町田市特別支援教育推進計画設置要領

#### 第1 設置

町田市特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、町田市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 町田市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項

#### 第3 組織

- 1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱し、又は指名する。
  - (1) 町田市公立小学校校長会の代表 1人
  - (2) 町田市公立中学校校長会の代表 1人
  - (3) 東京都立町田の丘学園の校長又は副校長 1人
  - (4) 小児精神科医等の医師 1人
  - (5) 学識経験を有する者 1人
  - (6) 町田市立小学校特別支援学級の保護者の代表 1人
  - (7) 町田市立中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
  - (8) 市民の代表 1人
  - (9) 市内の幼稚園園長の代表 1人
  - (10) 市内の保育園園長の代表 1人
  - (11) 町田市保健所の職員 1人
  - (12) 地域福祉部障がい福祉課の職員 1人
  - (13) 子ども生活部子ども総務課の職員 1人
  - (14) 子ども生活部発達支援課の職員 1人
  - (15) 学校教育部指導室長
  - (16) 学校教育部指導課統括指導主事
  - (17) 学校教育部教育センター所長
  - (18) 学校教育部教育センター統括指導主事
  - (19) 学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー
  - (20) 学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員

#### 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱し、又は指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じて任期を延長することができる。
- 2 委員は、再任することができる。

## 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、委員会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育センターにおいて処理する。

## 第9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

## 2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	氏名
1	町田市公立小学校校長会の代表	永井 晋
2	町田市公立中学校校長会の代表	福田 秀樹
3	東京都立町田の丘学園の校長又は副校長	三浦 昭広
4	小児精神科医等の医師	都丸 文子
5	学識経験を有する者	松山 康成
6	町田市立小学校特別支援学級の保護者の代表	菅原 一子
7	町田市立中学校特別支援学級の保護者の代表	米山 美佳
8	市民の代表	高橋 圭子
9	市内の幼稚園園長の代表	早坂 悅子
10	市内の保育園園長の代表	吉浦 和幸
11	町田市保健所保健予防課長	福島 千尋
12	地域福祉部障がい福祉課長	金子 和彦
13	子ども生活部子ども総務課長	大坪 直之
14	子ども生活部子ども発達支援課長	江成 裕司
15	学校教育部指導室長	大山 聰
16	学校教育部指導課統括指導主事	末原 久志
17	学校教育部教育センター所長	横山 隆章
18	学校教育部教育センター統括指導主事	鈴木 和宏
19	学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー	丸 節子
20	学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員	前川 圭一郎

### 3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過

日付	主な内容
2023年 5月19日	第1回検討委員会 ・委員の委嘱 ・計画策定について ・第2期特別支援教育推進計画の成果と課題 ・第3期に向けた基本目標について
5月23日 5月26日 6月16日 6月26日 7月14日 7月24日	第1回推進計画作業部会 第1回ハンドブック作業部会 第2回ハンドブック作業部会 第2回推進計画作業部会 第3回推進計画作業部会 第3回ハンドブック作業部会
8月18日	第2回検討委員会 ・第3期町田市特別支援教育推進計画について ・町田市特別支援教育ハンドブックについて
9月22日 10月6日 10月31日	第4回推進計画作業部会 第5回推進計画作業部会 第6回推進計画作業部会
11月17日	第3回検討委員会 ・第3期町田市特別支援教育推進計画について ・町田市特別支援教育ハンドブックについて
11月29日～ 12月19日	市民意見募集
2024年 1月12日	第4回検討委員会 ・市民意見募集の報告

## 4 用語集

### あ行

#### アセスメント

子どもを様々な角度から把握した情報をもとに、その子どもの教育的課題を明らかにし、有効な指導・支援の手立てを検討するプロセス。子どもの特性と教育課程などを把握し、一人ひとりに合った有効な指導や支援の方法・手立てを明らかにしていくことを目指す。

#### インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを言う。

障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

### か行

#### 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

#### 個別指導計画

児童生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人ひとりの教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画のこと。

### さ行

#### 肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。医学的には、障がいの発生の原因にかかわらず、四肢本幹に永続的な障がいがあるものを肢体不自由と言う。

#### 自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さや興味関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい。中枢神経系に何らかの要因で機能不全があると推定されている。

## 就学相談委員

町田市障がい児就学相談委員会の委員のこと。町田市障がい児就学相談委員会では、何らかの特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な教育を行うことができるよう、就学・転学等に関する事項を専門的、総合的立場から検討している。この委員会は、学校、教育関係、福祉・保育関係、心理士、医療関係等の専門家で構成されている。

## 巡回相談員

学校からの要請に応じて、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童や学校のニーズの把握、指導内容・方法に関する助言や、特別支援教育専門家チームへの連絡パイプ役を行う。

## 情緒障がい

状況に合わない心身の状態が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言う。

## スクールカウンセラー

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務を行う心理専門家のこと。東京都では、2014年度から町田市立の全小・中学校に配置している。

## スクールソーシャルワーカー

町田市立小・中学校の児童生徒が抱える不登校、いじめその他の問題に対応するため、教育委員会が配置している職員のこと。福祉の専門知識をもつ専門職で、アウトリーチ支援も行う。

た行

## 知的障がい

知的機能の発達の明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものを使う。

## 特別支援教育専門家チーム

心理学の専門家、教員、教育関係者、医師など複数で編成され、学校からの要請に応じて派遣をする。特別な支援を必要とする児童生徒の授業参観等を行い、児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な立場から意見の提示や指導・助言を行う。

## 特別支援教室（サポートルーム）

発達のアンバランスやコミュニケーションの課題から、集団での学習や活動に困難さがみられる児童生徒に対して、指導や助言を行う。教員が、週1回2時間程度の指導を児童生徒が在籍している学校へ巡回して行う。町田市では「サポートルーム」と呼んでいる。

は行

## 発達障がい

発達障がいは、発達障害支援法においては「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。